

平成27年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成27年3月10日

京都府相楽郡笠置町議会

平成27年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

| | | | | | | | |
|--|----------------|----------------------|----|--------------|---------|------|----------------------|
| 招集年月日 | 平成27年3月10日 火曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 笠置町議会議場 | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開 会 | 平成27年3月10日 9時30分 | | | 議長 | 杉岡義信 | |
| | 散 会 | 平成27年3月10日 15時35分 | | | 議長 | 杉岡義信 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 出席 8名 欠席 0名 |
| | 1 | 田中良三 | ○ | 5 | 瀧口一弥 | ○ | |
| | 2 | 向出 健 | ○ | 6 | 西岡良祐 | ○ | |
| | 3 | 大倉 博 | ○ | 7 | 石田春子 | ○ | |
| | 4 | 西村典夫 | ○ | 8 | 杉岡義信 | ○ | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 出席 8名 欠席 0名 |
| | 町 長 | 松本 勇 | ○ | 建設産業 課 長 | 市田精志 | ○ | |
| | 参 事 | 田中義信 | ○ | 人権啓発 課 長 | 増田好宏 | ○ | |
| | 総務財政 課 長 | 前田早知子 | ○ | 保健福祉 課 長 | 東 達広 | ○ | |
| | 企画観光 課 長 | 山本和宏 | ○ | 税住民課長 | 石川久仁洋 | ○ | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議会事務 局 長 | 藤田利則 | ○ | 議会事務 局長補佐 | 穂森美枝 | ○ | |
| 会 議 録 署名議員 | 5 番 | 瀧 口 一 弥 | | 6 番 | 西 岡 良 祐 | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 に 付した事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | | |

平成27年第1回笠置町議会会議録

平成27年3月10日～平成27年3月25日 会期16日間

議 事 日 程 (第1号)

平成27年3月10日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発委第1号 笠置町議会会議規則一部改正の件
- 第5 同意第1号 笠置町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 第6 議案第1号 笠置町参与の設置に関する条例制定の件
- 第7 議案第2号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第3号 笠置町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定の件
- 第9 議案第4号 笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定の件
- 第10 議案第5号 笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件
- 第11 議案第6号 笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件
- 第12 議案第7号 笠置町保育所条例制定の件
- 第13 議案第8号 笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護
予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件
- 第14 議案第9号 笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
- 第15 議案第10号 笠置町介護保険条例一部改正の件
- 第16 議案第11号 笠置町公平委員会設置条例を廃止する条例の件
- 第17 議案第12号 相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件
- 第18 議案第13号 平成26年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第19 議案第14号 平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第20 議案第15号 平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件
- 第21 議案第16号 平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件
- 第22 議案第17号 平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

春の装いにはまだ肌寒い日もありますが、一雨ごとに温かくなってまいりました。

本日、ここに平成27年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御努力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成27年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により5番議員、瀧口一弥君及び6番議員、西岡良祐君を指名します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月25日までの16日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る1月9日、セントノーム京都で町村議会議長会議が開催されまして、出席いたしました。平成27年度事業計画及び予算等について審議いたしました。

1月14日京都市内でトップセミナーが開催され、町長、正副議長が出席いたしました。市町村の新たな行財政課題や時事問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深めた研修会でありました。

2月20日自治会館で町村議会議長会定期総会が開催されまして、出席いたしました。

昨年度の決算及び本年度の予算を承認いたしました。

また、全国町村議長会長及び京都府町村議長会長表彰が行われました。

それに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

なお、議会運営につきまして、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年3月定例会を開催いたしましたところ、全員の議員の皆さんの御出席を賜りまして、熱く御礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、御壮健にて御活躍をいただいております。敬意を表したいと思っております。

ことしの冬の寒さは非常に厳しく、各地で雪の被害等も多く出たようでございますが、3月に入り、やっと春らしい気候の変化が感じられる昨今でございます。梅の花も少しずつではございますが、咲きつつあるように思います。

また、あしたで、3月11日で4年目となる東日本大震災で、各報道機関では、復興の状況、原発事故状況等を報じておりますが、一日も早い復興をお祈りいたしたいと思っております。

さて、当町のいろいろの状況につきましては、皆様方も御承知のとおりでございますが、26年度子供の出生ゼロから大きなニュースとして取り上げられました。人口問題、過疎化対策等、行政のあり方が問われている状況でございます。行政とは、長い期間における対策運営がいかにあったか、また、現状で、また今後のあり方について、いかにあるかが問われているのではないかと思うわけでございます。

今後の笠置町の歩む道は大変厳しく、諸問題の早期解決が望まれるところでございます。特に、平成26年度より地方創生で国及び府の呼びかけで事業が始まり、27年度で5カ年の長期ビジョンの立案が始まります。この地方創生計画につきましても、よりよい計画を立てるべく、行政、議会、住民の皆様とともに議論を交わしながら、計画の立案を進めねばならないと考えております。今後とも、皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それから、平成26年12月議会以降諸般の報告を行います。

特に、平成27年1月仕事始めから、マスコミ各社で取材がございました。出生ゼロ、そして若者の定住化、町の活性化についての取材がございました。約1週間ほどがその取材で終始いたしました。今後の地方分権、道州制、地方創生について、計画的なまちづくりの必

要性を感じたところであります。

それでは、ほかの諸般の報告でございますが、1月6日、相楽郡消防団出初め式が、相楽台小学校体育館で行われました。同日、終了後、京都府庁へ年賀の挨拶、府立医科大学へ年賀の挨拶に出向いてまいりました。

1月11日、笠置町消防団出初め式が行われました。1月12日、成人式が、初めて東部参加町村合同で南山城村で開催されました。1月13日、公用車の贈呈式が行われ、ツーワイ合成様より、軽四ライトバンの寄贈がございました。1月17日、部落解放同盟笠置支部荊冠旗開きが笠置会館で行われました。1月24日、同山城地区の荊冠旗開きが、宇治木幡館で行われました。2月7日、山城人権フェスタが長岡京市で開催されました。

それから、それぞれの一部事務組合議会が開催されましたので、まとめて報告をさせていただきます。2月12日、相楽中部消防組合議会が、2月16日、加茂笠置組合議会が、同日、広域事務組合議会が、2月18日、山城病院組合議会が、3月6日、相楽東部広域連合議会がそれぞれ開催されまして、専門分野での議論が交わされました。以上が、一部事務組合の、それから連合の報告であります。

また、2月17日、議員の皆さんと職員との合同研修会が地方創生に関し、同志社大学今川教授から講演を受けたところでございます。

3月2日、町村会定期総会が自治会館で、同日退職手当組合議会が、また情報化推進協議会総会、そして情報化推進協議会理事会がそれぞれルビノ堀川で開催されました。

以上、主な諸般の報告でございます。

なお、当議会に提案をいたします予算の概要でございますが、平成27年度の予算の総額は19億37万2,000円で、対前年度659万4,000円、0.3%の増でございます。特別会計を除く一般会計では、12億6,470万円で3.1%の減となっております。

また、今議会に提案させていただきます案件は、同意案件1件、議事案件23件でございます。よろしく御審議を賜り、原案御可決賜りますようお願い申し上げます。以上で、諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） これで、諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、発委第1号、笠置町議会会議規則の一部改正の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、石田春子君。

議会運営委員長（石田春子君） 皆さん、おはようございます。

発委第1号、平成27年3月10日、提出者、議会運営委員会委員長石田春子。

笠置町議会会議規則の一部改正する規則、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

笠置町議会会議規則一部改正する規則案、笠置町議会会議規則、昭和62年議会規則第1号の一部を次のとおり改正する。

標題中「起立」を「挙手」に改める。

第81条第1項中、「起立」を「挙手」に、「起立者」を「挙手者」に改める。

第81号条第2項中、「起立者」を「挙手者」に改める。

附則、この規則は、平成27年3月1日より施行する。以上でございます。よろしく願いします。

議長（杉岡義信君） これから、質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので、申し添えます。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。発委第1号、笠置町議会会議規則の一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員でございます。したがって、発委第1号、笠置町議会会議規則の一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員の選任の件について提案理由を御説明申し上げます。

笠置町固定資産評価審査委員の任期が、平成27年3月31日で満了となりますので、引き続き3名の方を選任するものでございます。

よろしく御審議の上選任賜りますよう、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。では、議案の説明をさせていただきます。朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

同意第1号、笠置町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を笠置町固定資産評価審査委員に選任したいので、地方公務員法第7条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

京都府相楽郡笠置町大字有市小字平ノ畑16番地、石川惣代治さん、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字平田20番地の7、中尾隆蔵さん、京都府相楽郡笠置町大字切山小字桜井33番地、山本道雄さん、以上の3名の方の選任につき、同意をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、質問させていただきます。3番、大倉です。

固定資産評価委員会は、これ、ちょっと勉強しましたら、地方税法の423条第2号、定数3人、任期が3年とされております。

笠置町も少子高齢化で、これが後5年、10年先には、人手というか、固定資産委員会になられる方がおられるかどうか心配するわけなんです。といいますのは、今回3人の方が、やはり70代の後半と81歳の方、若手は70歳で、本当に少子高齢化で、将来的には、今回はあれなんですけれども、5年後、10年後。先ほど、町長も成人式は3カ町村一緒にやったと、それから、議案11号で提案予定されております公平委員会も東部広域連合になるということで、本当にこういった委員会も将来的には、今回はあれなんですけれども、心配するわけなんですけれども、そういった中で、やはり高齢者の方の活力というか、笠置町は今、高齢化率が43.7%でしたかね。あと5年後、10年になれば、50%ぐらいになると思います。

そうした中で、年寄りというか、我々ももう年寄りの分に入っているんですけれども、やっぱり活躍する部分があると思うんです。それが何年とか何歳までとか、これは決まっていないので何とも言えないんですけれども、できれば、今回はお願いされて、もう本人たちにお願ひされていると思いますけれども、次回からこういった年齢構成のことも考慮して選任していただければありがたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。採決は1件ずつ行います。

まず、石川惣代治君を笠置町固定資産評価審査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、石川惣代治君の笠置町固定資産評価審査委員の選任について同意することに決定しました。

続きまして、中尾隆蔵君を笠置町固定資産評価審査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、中尾隆蔵君の笠置町固定資産評価審査委員の選任について同意することに決定しました。

続きまして、山本道雄君を笠置町固定資産評価審査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、山本道雄君の笠置町固定資産評価審査委員の選任について同意することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第1号、笠置町参与の設置に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第1号、笠置町参与の設置に関する条例制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

笠置町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、施策に参画し、その処理に当たるため、地方公務員法第3条第3項に規定する常勤の特別職を設置するものであります。よろしく御

審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。では、議案の説明をさせていただきます。

今回、議案として提出いたしましたのは、先ほど町長からも説明いたしましたとおり、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の参与を設置するための条例制定となるものでございます。

内容といたしましては、めくっていただきまして、2条で身分、身分を特別職の職員とするもの、3条におきまして職務を規定しております。第4条では、町長が任命する旨をうたい、第5条で任期を1年と規定しております。第6条、第7条につきましては、給料と旅費について、これは従前からございます特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の規定に準ずるということで規定しておるものでございます。

施行日は、平成27年4月1日を予定しております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡良祐君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

参与を設置するというところで、この任期1年以内とするというところは、これは何か法か何かで決められているのか、この任期についての1年ということについてお伺いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） お答えさせていただきます。

任期は、この場合参与の設置につきましては、地方公務員法が該当してきまして、それは、自治体により任期、それから職務等を規定できるというものになっております。1年更新で再任は妨げないということにしまして、適正に町長の任命により1年更新を予定しておりますので、今回任期1年ということ規定させていただいております。

議長（杉岡義信君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この条例に書かれております内容だけでは、参与とされての権限といいますか、職務の範囲が見えにくいわけですが、特別職といわれますと、副町長を思い浮かべるわけですが、同じ立場のようなものと思うわけですが、例えば、副町長として決裁されていたものが、参与という立場で同等に決裁できるものか、その点をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 特別職という位置づけをしておりますので、参与としての決裁はもちろんしていただけるということになります。

職務の内容といたしましても、副町長と同じような町の施策に参画しということですので、同等の職務になるかと想定しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、西村議員おっしゃったように、これはしかし、第3条でそれはできると思うんです。適材かつ効果的な行政運営を図るため、施策に参加、その処理に当たるということになっております。

ところで、27年度、これは町長の任命権ですけれども、どなたを予定されているか、私はわかりませんが、町長、将来的に、今、国がやっている2015年から19年度に5カ年計画政策目標策定の中に、人的支援というのが御存じだと思うんですけれども、ここに入っておりますね。地方創生人材支援制度、小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣することができると思いますね。こういったことも思って、参与のこの条例をつくられたんですか。27年度は、急に今無理だと思うんです。27年度はどなたがつかれるかどうか、我々も知りませんが、そういったことも踏まえて条例をつくられたんですか。

議長（杉岡義信君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この特別職の参与につきましては、その仕事の内容は、先ほど西村議員にも説明いたしましたとおり、副町長と何ら変わらないものと思っております。

それから、地方創生云々の話につきましては、まだこれからの話であろうかと思えます。その件については条例でうたう必要はございませんので、今後、地方創生の件については、やはり、我々といたしましては、どうしても超えていかなければならない大きな仕事の一つであろうと思っておりますので、こういった面についても、特別職、あるいは課長、幹部クラス等々の打ち合わせ、そして連携の中で進めてまいりたい、そんなふうに考えております。

先ほどおっしゃいます地方創生につきましては、今後、議会にも皆さん方にもお諮りをさせていただきます、そして、議論を交わしながら前に進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今度の地方創生は、本当に笠置町が、今、人口もう1, 500余りしかないんですけども、本当に生き残る最後の手段だと言っても私は過言ではないと思います。ぜひとも、国などから人的支援をお願いして、本当に笠置町のあり方というものを横から見ていただいて、笠置町というものを本当によくしていただくような人を、できれば私は要望したいと思います。それは、5年後、10年後、20年後と笠置町が存続するために、20年後に存続するかはわかりませんが、それは、我々一番大切な住民のためでもあり、そして何よりも、最近、若手の職員が多くというか入っておられます。若い職員のためにもあります。笠置町がなくなれば、彼らがどういう形になるのか、最後、10年後、20年後わかりませんが、そのためにも、ぜひともこういった国からの人的支援を要請お願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 答弁、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの大倉議員の質問でございますが、国からの人的支援ということをおっしゃっておられます。確かに、そういった意向もございますが、私どもは、まず京都府からの指導を仰ぎながらということを考えております。その上で、やはり、国との連携をさらに結びつける必要があるとするならば、国からの人的支援もお願いしなければならないだろうと思いますが、私は、まず平成26年度の地方創生事業、そういったことから、まず、府からの人的支援と指導をお願いをいたしているところでございます。

やはり、これから、先ほど大倉議員もおっしゃったように、生き残りをかけてということとは、それはもうほとんど誰もが感じているところではないかと思うんですが、私は、やはり、笠置町は消えてしまうんだという、そういった否定的なものの考え方は一切したくないなど。前向きな姿勢で、笠置町をこれから何とかしていこうという住民の皆さん方のそういった意気込みも、私は聞いておりますので、前向きな姿勢で今後は取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私、国等と言いましたので、国と断定しておりませんので、よそから人的支援もいただく予定があるということですね、はい。それは、何年度からというか、27年度か、28年度か、その途中からになるかわかりませんという、いつごろ予定はされておりますか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問に答弁させていただきます。

先ほど来おっしゃっていただいているとおり、人的な支援については、京都府の部分でまずお願いしているところがございます。もう既に26年度から京都府の府庁なり、また振興局からも、いろいろこちらへ来ていただいて、協議を重ねているところがございます。もう始まっております。

今後も引き続いて、町と府と一体となった中で、地方創生を進めていきたい。その中には当然、住民さんも巻き込んだ委員会もございますので、それらを網羅した形で地方創生の策定を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） これで……。

3番（大倉 博君） 終わりますけれども、ぜひとも京都府から、そういうふうな人を、派遣じゃなしに、町に来てやっていただいて、町の中でやっぱり1年間見てもらおうとか、そういうやり方をお願いして、質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第1号、笠置町参与の設置に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第1号、笠置町参与の設置に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部の改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成26年8月に発表されました人事院勧告により、給与制度の総合的見直しを行うものがございます。

内容は、災害時出勤手当の新設、勤勉手当の支給月数を6月と12月で同率とするものです。施行日は平成27年4月1日からとなります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよ

うお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） それでは、議案第2号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして、内容を説明させていただきます。

先ほど、町長からも説明いたしましたとおり、今回の改正は、昨年8月に人事院より勧告された内容を反映したものとなっております。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、2ページをごらんください。

第13条の2といたしまして、災害時等の出勤手当を今回新たに加えております。正規の勤務時間外に警報が発令されたり、臨時、緊急時に職員が勤務した場合、1時間につき1,000円を支給するというものでございます。

それから、続いて第18条の7、勤勉手当になります。裏面をごらんいただきたいと思います。昨年12月の議会におきまして、第2項につきましては、勤勉手当の月数を6月で100分の67.5、12月で100分の82.5と、合計100分の150月と改正させていただいております。今回それを6月と12月同じ月数で100分の75月とするものでございます。

第6項につきましては、再任用に係る職員の支給分となりまして、こちらも、再任用に係る100分の70月の支給月数を6月と12月で同月といたすものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

事前の確認でも、災害時の出勤の際、例えば朝まで災害で出勤したという場合には、次の日は休日にするというふうに事前に説明を受けていますが、そうした休日にかかわる規定というのは、文書化されたものとして存在しているのでしょうか。その点ちょっと確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 御質問にお答えさせていただきます。

勤務時間の振りかえという制度がありまして、笠置町職員の勤務時間、給与に関する条例と規則の中で、代休なり勤務時間の振りかえということで条文化しております。そちらで対応しておりますので、御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西村君。

4 番（西村典夫君） 4 番、西村です。

災害時については理解できますが、「等」とあります。「等」については、「臨時又は緊急の必要により」とあります。どういう状況を指してなどとされているのか。災害時の出勤になるのか、時間外になるのか、きちんとしたすみ分けといたしますか、マニュアル的なようなものが必要ではないかと私はと思いますが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） お答えさせていただきます。

マニュアルというちゃんとした形のものではできていないんですけれども、今回災害時等で想定しておりますのは、警報発令されている時間帯の出勤はもちろんなんですけれども、警報が解除された後の対応についても、その出勤手当等の中で対応していきたいと思っております。警報が解除されてすぐ解散ではなく、例えば水道施設であったり土砂災害等の確認作業だったりというところも、この出勤手当の中での対応となりますし、それから、例えば他の地域での災害等による応援等もこういう中にも入れていってもいいのかなと思っております。ただ、おっしゃったように、きちっとしたマニュアル、その場での今回の対応はということになってきておりますので、そこから線引きも必要かなとは思いますが、今後始まるまでにちゃんとしたもの、規定ではないですけれども、どこの線引きというところで検討させていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第 2 号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第 2 号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第 8、議案第 3 号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手續等に

関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第3号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

笠置町が設置する公の施設について、法人その他の団体に管理させるため、その手續について、条例及び施行規則を制定するものです。

なお、施行日は平成27年4月1日です。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 議案第3号、笠置町公の施設の指定管理者の指定に関する手續等に関する条例制定の件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

この条例につきましては、平成15年に地方自治法が改正されまして、その第244条の2第3項において、公の施設を法人、その他の団体に管理させることができると規定されました。笠置町における公の施設についても、今回条例を整備して、法人その他の団体に管理させるための手續について条例で定めることとさせていただくための提案でございます。

それでは、条例案に従いまして説明させていただきます。

第1条におきましては、笠置町の公の施設を行わせるための手續等に関しての必要な事項を趣旨として記載しております。

第2条では、指定管理者の指定を受けようとする団体からの申請のことについて、記載をさせていただいております。

第3条につきましては、第3条第1項で、指定管理者を指定するときの要件を記載、4項目記載させていただいております。第2項では、指定した場合の告示する旨を記載しております。

続いて第4条、指定の取り消し等ですけれども、第1項で指定の取り消し、もしくは業務の一時停止を命じることができる旨を記載し、第2項で前項第1項による指定の取り消し、もしくは業務の一時停止をした場合に、その旨を告示する旨を記載して、第3項では、指定管理者を取り消し、もしくは業務の一時停止をした場合に、損害が生じても賠償をしない旨を規定しております。

第5条では、事業報告等を提出する義務がある旨を記載しております。

めくっていただきまして2ページになります。

第6条では、年度ごとの事業報告の提出、第7条では、指定期間が満了し、引き続き指定管理者として指定されない場合を想定して、その施設は原状復帰する旨を記載しております。

第8条では、故意または過失により管理する施設、設備を損害または滅失した場合は、損害賠償する旨を記載、第9条では、第1項におきまして、笠置町個人情報保護条例の規定に基づき、施設の管理に関して知り得た秘密情報を保護するための措置を講じることを規定しております。第2項では、その業務の従事者に対しても、秘密保持の義務がある旨を規定しております。

第10条では、規則での委任をうたっております。

続いて、第3ページからになりますが、この指定管理の手続の条例に関しまして、提出する様式、それから手続等の施行規則をつけております。

最終ページにおきましては、指定管理者を選定するための選定委員会の設置要綱を添付しております。選定委員会に当たりましては、指定管理制度を導入する段階から委員がかかわるということで規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。内容について2点お聞きをします。

1点目は、第8条の町長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでないとあります。公の施設を故意または過失で壊されたわけですから、直してもらうのが当然であります。この町長の特別の事情があると認めた場合、この文言は削除すべきと思います。

もう1点は、第8条の2の施設の管理に関し、知り得た秘密を漏らし、不当な目的に利用してはいけない、また、職務を退いた後においても同様にするとあります。仮に、こういう事態が起きたとき、行政はどのように対処されますか。2点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 御質問にお答えさせていただきます。

第9条の守秘義務ですけれども、笠置町の個人情報保護条例に基づきました対応をさせていただきますたいと思っております。個別の事案、まずは審査委員会にかけたりというところから始まると思うんですけれども、公開された審査委員会のところで、内容等審議させていただきますまして、どの程度の内容発表にするかというところまでの議論になるかと思っております。事案にもよるかと思いますが、まず審査会にかけてからということになりますので、その点で御了解いただきたいと思っております。

それから、第8条の故意または過失というところですけども、議員さんおっしゃったように、故意に壊している分につきましては、もちろん損害も必要かと思うんですが、内容によりまして協議した上でということも想定の中にありますので、どの部分、どういうことでというところについてはちょっと難しいところはあるんですけども、全ての原状復帰ではなく、改修等も含めた中で、町とも協議しながら進めていった部分については、もともとの原状復帰というところは難しいのかなと思いますので、そのあたりは協議をしながらというところになるのかと思っております。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま西村議員から質問いただきました第8条の損害賠償の義務のただし書きについて、今、総務財政課長が申し上げましたけれども、端的に言えば、要は過失とは、本来は予見可能な結果について結果回避義務が違反あったことということが民法でうたわれております。逆に言えば、予見が不可能な場合や予見が可能であっても結果の回避が不可能な場合には過失と認められない、これも民法にあるんです。よって、過失という言葉が、本来であれば予見可能、予見可能でないことによって振り分けられる場合がありますので、そのことについて、ただし書きを入れさせていただいているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

4条には、業務の取り消し、指定管理の取り消しや業務の停止という規程がありますけれども、実際そうなった場合、公の施設、運営自体は存続しなければいけないという場合も生じるかと思うんですが、そういったときは、行政のほうは運用、運営を指定管理者にかわって直ちに行うような形になるのか、それとも、こういう取り消し、業務停止となった場合は、公の施設の運営もとまることもあるというふうに裁量されるのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま、向出議員のほうから取り消し等について、その空白な期間の話があったと思います。

我々としては、当然、公の施設ですので、空白な期間はつくる気はございません。よって、次の指定管理なり、また違うやり方での管理運営が考えられると思います。それまでについては当然、町のほうでやっていく必要があると思います。ただ、取り消しをするにはしても、

はい、あしたからというそういうことではなしに、当然先を見据えた中でのそういうことも考えて対応はしていきたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

やはり、取り消しとなっても、なかなか即日とかにそういう話には当然ならないと思うんですけども、ただ、そういう可能性、つまり取り消しになりましたと、業務停止にせざるを得なくなりましたといったときに、事前にきちっと町としても業務をすぐにかわりに行うことができるような体制をとっていないとなかなか難しいんじゃないかなと思うんです。そこはしっかりやっていただきたいなと思うんです。

それで、ちょっと基本的な話をさせていただきたいんですが、私自身の考えでは、指定管理制度自体は民間の力を、知恵をおかりして、それをうまく公の施設の運用に生かせればいい点もあるんじゃないかというふうには思っているんですが、一方で、やはりいろいろな注意点もあるんじゃないかというふうにも思うんです。

そこで、まず町としての指定管理者制度を導入するメリット、それから、ちょっとこちら辺は懸念じゃないか、注意しなければいけないんじゃないかという点がございましたら、御答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの向出議員の質問でございます。少し、私自身が意味がわからない。もう一度お願いできますか。すみません。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。要するに、指定管理者制度を導入するということですから、どういう理由で、つまりこういうメリットがあるのではないかというお考えがあると思うんです。その一方で、やはり行政としても、指定管理者制度に対して、この点はちょっと配慮が必要ではないか、注意しなければいけないと考えると、そういった点があるのかどうかを、もしあればでよろしいんですが、お答えをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） すみません。指定管理制度を手続に関する部分でのメリット、デメリットというぐあいにちょっと解釈させていただいて、まずは、当然指定管理制度をする部分については、財政的な部分もありますし、また、住民のサービスの向上という部分について、民間の力をおかりするという部分について、プラスのところについてはそれをやっていく必要

があるかなと思います。

一方で、デメリットというんですか、その部分については、来ていただくそういう法人等によって変わると思うんですけれども、笠置町の地域性なり、また環境等についての部分があるかなと思います。そのことについては当然、我々としても入っていただく際には、いろんなこと等お互い協議を重ねた中でデメリットを何とか少なくする方法で考えていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

ちょっと聞き方が、注意点とか留意、考慮すべき点というふうな、ちょっと回りくどい言い方になりましたのは、以前、いこいの館の件のときに、デメリットはないのかと他の議員からの質問に対してデメリットを考えてはやりませんという話がありましたので、だから、その点でちょっとそういう言い方になったんですけれども。

それで、ちょっと中身についてお伺いしたいことが1点ありますのでお聞きするんですが、3条、4条、規則5条、7条などでは、指定の取り消し、簡単に言いますと、告示という規定と、通知という規定2種類ありますね。指定管理を受けたいものに対して指定を決定しましたよと。または取り消す場合、取り消しましたよと、指定管理者をしていた団体に対してするのが通知だということですが、もう一つ、告示は一般に公開して、この業者が指定管理者になりましたと、または取り消した場合、この業者が指定取り消しになりましたというふうに規定されているわけですが、ところが、通知の場合には、様式の中に、取り消した場合、一時業務停止の場合、理由という項目が書いてあるんですが、告示の場合には、その理由というのが項目として入ってないと、条文見る限りそうなんですけど、しかし、皆さん、もし取り消しになったとか一部業務停止になった場合、やはりその理由を知りたいと思うんですけれども、その点、この規定上、告示に理由がないというのはどういうふうなお考えなのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま、向出議員の質問でございますけれども、告示をする際に、例えば指定取り消しをしたときの理由等についてどうなるかということでございます。その前に、指定をするときにも、また指定を取り消すするときにも、議会の議決というんですか、議会へ報告しなければならない。そこで、議員の皆様方に当然理由を申し上げた中で、そういう指定を取り消すということになっております。

ただ、告示する際には、そこまで必要なかどうかという部分につきましては、申しわけないんですけれども、私もいろんなところ調べましたら、理由の載っているところも、理由なしで取り消しとその一言だけのところもあります。これについては、今後、設置委員会もごさいますので、そこでまたいろいろ御意見をいただいた中で対応させていただきたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） はい、3番、大倉です。

今回、残念ながら以前からお願いしていた情報公開条例の実施機関に指定管理者を入れていない条例が提出されてないというのは残念であります。これは確かに以前から、協定書を結んだときに入れるという話はおっしゃっております。しかし、あえて、そういうことをちゃんと実施機関に本当は入れてほしかったです。そういうことで、何度言っても、もうこれは直らんで言いませんけれども。

その中で、次に、指定管理者の今度は要綱が出ていますね。選定委員会設置要綱、これも条例でなく要綱なんですけれども、その中で気になるのが、その、選ぶというか、組織として、指定管理者がやる組織には、大体ここにひな段に座っている方のほとんど入っていますけれども、そうした中で、もし、その排斥事項、排除事項、といいますのは、その中でどなたかの親戚とか親族、例えば自己及び三親等以内の親族が応募団体の理事等、利害関係を有するときにはどうされるか。排斥条項がここには入っていないんですけれども、これはどうされるんですか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問でございますけれども、要綱ですので、今回、参考につけさせていただきました。議員のおっしゃるとおり、当然、排斥という部分がございます。委員会のメンバーの中にそういう利害関係のある者については、当然それは入らないようには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） それは、だから要綱であっても、明確にこの要綱案に入れてほしかったんですよ。それでないと、それは、皆さんが地方公務員ですから、地方公務員上のこともありますけれども、できたらというより、本来ならば入れるべきなんですよ、排斥条項というのは。それでないと、それは単に今回の会議やって、選定委員会やって、評価やって、それを町長に上げて、町長が我々議会に同意もらうとか、そういう形になると思うんですけれど

も、だから、選定委員会の委員さん方でそういう親族におられたら、本当にその選定委員会の委員さん方も困ると思うんですよ。だから本当は、こういう要綱であれ、やっぱりこういった排斥条項を入れてほしかった。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問でございます。

その件については、十分検討させていただいて、後日、総務財政課長と協議をしながら、案としてまた検討させていただきたい、前向きには検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） ぜひとも前向きなことでお願いしたいと思います。重要なことですので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

ちょっと細部のことなんですけれども、質問させていただきます。

5ページの添付書類の項目4番の件なんですけれども、この中で、前年度収支計算書と書いていますけれども、これは確定申告書のことなんですか、それとも、その団体でつくった個別の収支報告書のことですか。それと、前年度と書いてあるんですけれども、前年度、1年間だけのことなんですか。そこを質問したいと思います。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの瀧口議員の質問にお答えします。

この前年度の収支決算書とは、これは、会社、例えば法人でありましたら、会社の決算書、また個人でございましたら、先ほどおっしゃいました確定申告書の収支一覧等を指しております。

1年間。以上でございます。

議長（杉岡義信君） はい、瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 今、小声で1年間というお答えいただきましたけれども、普通、銀行にお金を借りるとか、新しく事業をするので役所にこれを提出するときには、大体3年間とか5年間にさかのぼって確定申告の書類が必要なんですけれども、前年度だけというのはちょっと理解できないんですけれども、これは、このままいかれるつもりですか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございます。

これは、あくまで指定管理者の手続で、申請される方の添付書類として、その会社の経営状況なり、また事業計画を確認させていただくという分でございます。今おっしゃった3年、5年等については、金融機関の貸借、賃貸をする場合であれば3年とかいうことはございませぬけれども、うちとしましては、あくまで前年度の予算決算書をそれぞれの申し込みのあったところが出していただいて、参考にするという部分で考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

指定管理について、いろいろ意見出ましたけれども、私、ちょっと1点だけ御質問させていただきます。

これ、手続についていろいろとうたわれているわけですが、指定管理を受けようとするものは、この施設の事業計画書と、それから添付書類、これ、規則のほうでうたわれている添付書類等、追って提出せよということになっているんですけれども、この施設の事業計画書というのは、受けようとする者は、どういう管理仕様というか、その内容がわかってないと思うんですけれども、その最初の手続の公募をこれ、されるのかな。そのときに指定を受けようとする者に対しての業務内容というか、そういうものは出るようになっているんですか。その辺、ちょっとお伺いします。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの西岡議員の質問にお答えします。

この指定管理制度というのは、あくまで、公募をするということになっております。その中で、話をしております策定委員会の中で、例えばAという公共施設を指定管理しようと、そのAという分についてはこういう意味での業務を行っている、こういうことを常々やってきた、今後も引き続いてやりたいので、それに対して法人等の考え方、こういうことを引き続いてやる、またプラスアルファでこういう業務もできるんじゃないかとか、そういうプロポーザル的な部分も含めて計画書を出していただくと。そういう意味での分を上げているところでございます。ただ、あくまで工事関係でいえば仕様書みたいなものは、当然、応募、募集かけるときには仕様書みたいなものはつけて公募したいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

わかりました。これ、事業計画書というのは、指定管理をしてもらう施設の事業計画を出

してもらおうということによろしいですな。せやから、それに対してどういうことをやってもらうのかということとは当然相手に提示したらんと、これはつくれないと思うので、それは出されるわけですな。はい、わかりました。

議長（杉岡義信君） よろしいですか。

ほかにありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

確認をさせていただきます。この制度導入に当たっての流れは、条例の制定、指定管理者候補の選定、債務負担行為の設定、指定管理者の指定、行政との協定書または仕様書の締結、指定管理者による管理の開始、そういう順序になると思うわけですが、今回出された条例、要綱案では、見えにくい部分については協定書で交わされると考えるわけですが、確認をさせていただきます。

協定書の中で、収支報告会、また運営協力会議、また町民のチェック制度並びに情報公開の責務、自治体及び第三者の監査、行政による指導を受けることなど、協定書に盛り込まれること、確認をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま、西村議員の質問でございます。

当然、その部分については、協定書なりの中で締結した業者とは結んでいきたいと思えます。必要な事項ばかりですので。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 確認をさせていただきました。

指定管理者に対して、数年間にわたり、管理のために経費を出す必要があるとき、債務負担行為が発生するわけですが、こういう場合はどのように設定を考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、要は、指定管理者のところに委託料じゃないけれども、そういう分での債務負担が発生したときにどのように処置するかという質問でございます。

当然、その分については、当初、指定管理者を選定した際に、無償になるのか、また委託料が必要なのか、その件についても議論が及ぶところでございます。よって、予算を組ませていただいて、債務負担行為を行っていきたくております。要は、最終的に委託料というふうになるかなと思えますけれども、それも業者との話し合いの中で、毎年同じ数字な

のか、1年間終わってからまた業績等によって変わるのか、その辺は当然、その都度、その都度、事業報告を出せということにも条例にもなっておりますので、その辺は業者との話になると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、答弁をいただきました。その委託料についてのこれについては議決が必要になりますか。

議長（杉岡義信君） 再度。西村君。

4番（西村典夫君） 管理委託料について、料金設定について議決が必要となりますか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、管理委託料が、この議会での議決事項になるかということですね。当然、予算を組みますので、予算の中での1項目として管理料が上がってきたときには、予算の議決事項になると、私は思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） 先ほどは3問で終われということで、みんな3問以上やっておるので、私もちょっとやらせてもらいます。

笠置町で指定管理制度をやられる施設というのがなかなか見当たらないというか、他の市町村では、やはりいろんなところ、ネットで見ていたらあります。笠置町では、どういったところを想定されているか、その辺だけ。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの大倉議員の質問でございます。

指定管理をする施設が、笠置町では現在のところどこなのかということでございます。あくまで公の施設ですので、現段階で想定されるという分だけで理解をしていただきたい。まずは、産業振興会館もしかり、また、いこいの館もしかり、運動公園もしかり、主なものとしてはそれぐらいかなと。ほかにもありますけれども、できそうなものはそういうもののかなというぐあいに私は思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 今、産業振興会館とか、いこいとか、運動公園とおっしゃっていただきました。私もそれぐらいしか思わないんですけども。

以前にもちょっと運営委員会で言ったと思うんですけども、河川敷が、笠置町が国交省

から委託を受けて、それで観光協会に委託という形になっていますね。観光協会、今後どうなるか、我々はまだ知りませんが。運動公園と違って、例えばあの河川敷の今ある広場というか、きれいにされているところ、あれ、運動公園とした場合には、例えば京田辺とか運動公園のところでも、河川敷のそういったところも指定管理やっている、木津川河川敷の。

だから、笠置町もそういったところが、この前言いましたように、これは疑義残りますけれども、河川敷もできるかどうか、その辺のところ、今のところどうですか。まだこれから議論せなあきませんが。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま大倉議員の質問でございますけれども、この件につきましては、昨年の方に議会運営委員会でも大倉議員から話が出てお答えさせていただいたと思います。現在のところでは、非常にそれは厳しいかなと。あくまで、国交省のほうから占用を受けている部分がございます。あくまで行政財産ではございませんので、その辺が難しいかなと。

ただ、協議はできるかなと思いますけれども、現況では非常に難しい、厳しい、できないということで解釈していただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第3号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

この際、休憩10分行います。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第4号、笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定

の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第4号、笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

笠置町町医並びに笠置町保育所医設置に係ります規定が、現在まで未整備でしたので、今回、町民並びに保育所児童の一層の健康増進を目的として、改めまして条例制定をするものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第4号、笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定の件について御説明申し上げます。

ただいま、町長の提案理由にも御説明ございましたように、今回改めて町条例で位置づけるものでございます。朗読により説明にかえさせていただきます。

設置、第1条、町民並びに保育所児童の健康を保持するとともに衛生上の福利を増進するため笠置町町医（以下「町医」という。）並びに笠置町保育所医（以下「保育所医」という。）を置く。

職務、第2条、町医並びに保育所医は、町長の命により本町の保健業務に従事する。

委嘱、第3条、町医並びに保育所医は、非常勤の嘱託として町長が委嘱する。

任期、第4条、町医並びに保育所医の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

その他、第5条、この条例で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、施行日を平成27年4月1日としております。

それから、特別職として改めて任命させていただきますに当たりまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の部分として、関連条項でございますので、あわせて改正するものでございます。職区分と年額を定めております。笠置町町医5万円、笠置町保育所医3万円。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

この書いてある第5条の中に、この条例で定めるもののほか必要な事項とはどういうこと

を想定されて書いておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

この条例で定めるもののほか必要な事項は別に町長が定めると、これは一般法令の類型と
いいますか、定例文といいますか、そういう部分もありますけれども、具体的には条例以外
で必要な規定を定めることがあれば、規則にするなり、あるいはまた改めて条例を改正する
なりというふうなことの含みを持った文言とさせていただいているところがございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

この設置条例、これ今までは町医というのは指定されていなかったのか。校医さんというのは
あったんですか。校医さんもなかったのか。

それで、町医さんと保育所医さんを設けるといことなんですけれども、この町長の命に
より本町の保健業務に従事すると、この保健業務というのは、具体的に大体どういうことを
やるのか、その辺ちょっとお伺いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございますが、保健業務と申しますとさまざまあるんです
けれども、代表的なものを挙げますと、集団予防接種あるいは乳幼児健診等々ございます。
あと、笠置町の保健行政に対する助言をいただく、あるいは相談に応じていただくと、そう
いうものがメインになってこようかと思えます。

それから、先ほどの質問の中で校医の話は、学校のほうの関係になりますので、教育委員
会の関係になりますのでちょっと承知しておらないところがございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい。予防接種とかそういういわゆる保健業務をやってもらうというこ
となんですけれども、今までは、そうしたら予防接種とかやってもらっていた場合は、その
都度、笠置の場合、伊佐治さんに来ていただいてやってもらうとか、その都度報酬というか、
そういうものを払ってやってもらっておったんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

今までは報償費でお支払いさせていただいていたと。それで、これからこの条例を可決い

ただいたときは、報償費とは別に報酬、年額でお支払いして、さらに出勤するときは報償費でお支払いさせていただくというふうなことになります。

報償と報酬は、御承知のことと思うんですけども、報酬は給料的な意味合いを持つ、報償というほうは出勤に対する報いというんですか対価になりまして、今まではその対価の部分でお支払いさせてもうてた部分と、それから報酬的な意味合いの部分とを報償費のほうで出させていただいていたと。これからは、条例で位置づけたことによって報酬の部分と報償費の部分をちゃんと分けてお支払いさせていただくということになります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） はい、6番、西岡です。

報償費と、それからこの年額、町医の場合は5万円ですか、それから保育所医では3万円という、この5万円と3万円という金額はどういう根拠で決められたんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

決定に当たりましては、近隣市町村の実勢なり、それから笠置町が今までお支払いしていた過去の事例も参考にしまして決定させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。石田君。

7番（石田春子君） 石田です。

今、西岡議員聞かされたあれと一緒にやけれども、これ何回と回数はないんですか。5万円と3万円、年間と書いてあるの、回数は何回でもということですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。ただいま石田議員の御質問でございます。

今の条例を提案させていただいたのは、報酬です。報酬は年額、年1回になります。それから、ここで先ほど言いましたような出勤するに当たりましては、その都度、報償費としてお支払いはさせていただくということになります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

町医、保育所医の先生には、今も出ていましたように、町民の方の需要などに予防接種や乳幼児健診をお世話になっております。歯科も、定期的な検査といたしますか、健診のときにはお世話になっております。今回、歯科の先生も町医として設置されるのですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

笠置町歯科医については、もう御承知のことと思うんですけれども、すみません、ただいま西村議員の御質問でございますが、歯科医の設置については御承知のことかと思うんですが、町の事業に協力をするという協定の中で、現在、笠置町に歯科医を開業していただいています。ほかの町村の例を参考にしましたところ、歯科医を町医として設置しているところはそんなに多くありません。笠置町もその例に従って、現時点では、歯科医を町医として定めるということは現在のところ考えていない状態でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 町医と保育所医なんですけれども、ちょっとニュアンスが、申しわけないが質問内容が違うんですけれども、皆さん、町職員の方の産業医、ちょっと質問内容がちょっと違いますけれども、もしわかれば教えていただきたい。あれ、労基法上では確か何人以上の施設には何人置かなあかんというのが産業医はあったと思うけれども、笠置町の場合はいかがですか。産業医の方は現在おられるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

大倉議員の御質問、産業医の件ですけれども、設置しなければならないのは事業所ごとで50人以上という規定ですので、うちの場合は事業所ということですので、本庁、それからそれぞれの出先機関ということですので、町としての産業医は置いておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第4号、笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第4号、笠置町町医並びに笠置町保育所医設置条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件より、日程第12、議案第7号、笠置町保育所条例制定の件までの3件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件、議案第6号、笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件並びに議案第7号、笠置町保育所条例制定の件につきまして、同様の提案理由でございますので一括して御説明申し上げます。

これまでの保育については、児童福祉法第24条第1項の規定により、保育に欠ける要件を定めて保育を実施していましたが、新たな制度では、子ども・子育て支援法及び関係法律の整備等に関する法律で児童福祉法が改正となり、保育が必要な児童について保育を実施することとなるための旧関係条例を廃止し、新たな条例を制定するものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件の御説明をさせていただきます。

先ほど、町長の提案にもありましてとおりでございまして、この条例につきましては朗読により説明させていただきます。

議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件、笠置町保育所設置条例を廃止したいので議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、笠置町長松本勇。

それから、続きまして議案第6号の説明をさせていただきます。同じく朗読により説明とさせていただきます。

議案第6号、笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件、笠置町保育所入所措置条例を廃止したいので議会の議決を求める。平成27年3月10日提出、笠置町長松本勇。

それから、議案第7号、笠置町保育所条例制定の件について御説明申し上げます。

それでは、1ページのほうからお願いいたします。

重要なところをかいつまんで御説明申し上げます。

先ほど提案にもありまして、根拠法令が変わったということでございますので。ただ、新制度においても根拠法令は異なりますが、公立保育所の場合、そのまま引き続き運営すると

いうことになります。

まず、第1条でございます。設置目的につきまして、今までは保育に欠ける子というのが保育の要件になっておりましたが、これからは保育が必要な児童を対象とするということになります。以前の保育要件よりも枠が大きくなったというふうに捉えていただければいいかなと思います。設置の中で、第4条第1項第1号というのが2行目に出てきますが、これは満1歳未満の子を指しています。それから3行目では、同項第2号というふうな規定でございます。これが小学校就学までの年長組というふうなものでございます。この保育をするための保育所として設置する。

それから、第2条については、名称はそのまま引き継いでおります。

第3条で、事業の内容を2つ記載しております。第1項第1号で児童に対する保育と、それから第2号で時間外保育事業。この時間外保育事業につきましては、次の第2項のほうで詳しく御説明申し上げます。

第2項のほうでは、4月から新しい制度では標準時間等短時間保育というのが設定されることになりまして、今、笠置町では短時間を8時間、それから標準時間を11時間の保育を設定しております。時間帯を申しますと、短時間は8時半から4時半、それから標準時間では7時半から6時半というふうな時間設定をしまして、それぞれの申請内容によりまして、就労時間あるいはほかの修学時間とか介護時間とか、いろんな申請理由がございますが、そういうのを勘案しまして、この人は11時間保育が必要である、この人は8時間保育が必要であるというふうなことで時間帯を決めます。そう言いましても、日によってはその枠を超えて保育をお願いされるときがある、そういう枠を超えた部分が時間外保育になるというふうなことでございます。

それから、第4条の休所日については、今までどおりでございます。

それから、第5条、職員等で職員の定義をしているところでございます。

それから、2ページにまいりまして、第6条で改めまして入所の資格を書いています。根拠法令上、児童福祉法の改正児童福祉法といいますか、そこで定義するのが、子ども・子育て支援法施行規則というところになっています。そこに、具体的にはその規則に準ずるわけでございますが、子ども・子育て支援法に基づいて定義をしているわけでございます。

わかりやすく表現しますと、(1)第1号については、3歳から5歳の年長組の児童の認定についていっていると。それから(2)の第2号につきましては、ゼロ歳から2歳の年少組の幼児をいっていると。それから(3)につきましては、学校教育を求める認定要件に値

する人で、特殊な事情があって幼稚園に預ける場合の例を規定しております。

それから、第7条は入所手続、それから第8条は入所承認の取り消し、第9条は保育の停止というふうなことで規定をそれぞれしております。

それから、3ページの第10条で保育料をうたっております。ここでは、保育料につきましては国の基準で別表で政令を定めているわけですが、この国の基準の枠内で地方自治体の実情に照らし合わせて町で定めるというふうなことで、別に規則で定めるというふうにしてございます。

実態としましては、今、最終調整段階でございますが、法改正によりまして計算方法も変わりました。今まで所得税額で算定していた部分を、住民税の所得割で算定するような法令に変わりました。段階をふやします。平準化を図った中で、現在の保育料で新保育料に変化したときに極力波ができないようにといたしますか、笠置町の少子化対策、あるいは独自の軽減施策を反映しまして、現在の保育料を極力変えないような設定で最終調整中でございます。

それから、第11条になりまして、時間外保育ということで規定してございまして、今までは時間外保育というのはなれ合いといいますか、ちゃんとした取り決めはなかったわけでございますが、これからは利用するに当たって、時間外を利用する金額を定めております。

それが最後の4ページでございます。別表で定めてございまして、児童の区分で上の段が今までどおりの保育園児のことをうたっております。利用1回につき100円いただく。それから、下の段が、これは特例保育と言いまして、先ほど学校教育の観点の保育園児、保育所児童に対する時間外保育を定めております。笠置町の場合は、該当児童はございませんが、これからも出る予定はございませんが、これについては国の規定に準じてそれ相応の時間外保育料をいただくというふうなことを定めているものでございます。

説明は以上で終わります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

保育料のことについてお聞きをします。

笠置町の保育料の決定は、裁定をされているのかどうかというのと、9月議会で新年度は保育料は据え置くと答弁をいただきました。最近、最終的な公定価格が提示されました。これによりますと、保育所については1割ほどアップしております。公定価格から利用者の負担額を引いた分が給付費になります。公定価格が上がりましたから、おのずと給付費も上が

ったと考えます。給付費は国の交付税で裁定されますから、こう考えますと保育料は下げられると私は単純に考えますが、その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問ですが、最初のやつがちょっと私、理解不足で再度質問していただければと思いますが、保育料の算定につきましては言われましたように、暮れに公示価格が提示されまして、その範囲内で計算方法も先ほど言いましたように変わりました。同じレベルで想定するということはできなかったんですが、笠置町の少子化対策、それから独自の減免施策というのもありまして、境界線におられる方は、何ぼから、例えば保育料が1万円から1万1,000円に上がる時住民税の所得割が何ぼから何ぼという範囲を決めるわけで、もともと境界層におられる方については、そこはもう微妙な判断でケースによっては1段階上がる方もありますし、ケースによっては下がる方もあります。

それから、減額できるんじゃないですかということは、もう当然そのとおりで、給付制度という表現が使われたのが正しい言い方なんですけれども、言いますと介護制度と全く一緒で、あなたは保育を受ける権利がありますよという受給権をもらって、笠置保育所に行こうが、違う保育所に行こうが、それは自由で、それで笠置保育所で保育するのに自己負担は何ぼやというふうな形のいわゆる自己負担が今の保育料になるという考え方になってきます。その自己負担額を抑えれば公費負担がふえるということになりますし、それが交付税との絡みで町の単費持ち出しというふうなことになろうかと思いますが、現段階では以前の保育料自身も他の町村に比べてかなりの軽減施策をとった中で、それを何とか今回の法改正に当たっても維持していくというふうな方向で最終調整をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） さきの質問ですけれども、保育料決定は前年度の税によって決まる、所得税から住民税に変わった、そのようにお聞きしたわけですけれども、その辺はまだ理解していないんですけれども、子ども手当が創設されたために、年少扶養控除また特定扶養控除の上乗せが廃止になって税が上がって保育料が上がってしまう、このようなことを防ぐために廃止前の所得を裁定して決定するそういう再裁定、そういうことを町もされているというふうに理解するわけですけれども、今回、国がこの再裁定をしなくてよいという通知を出されてきていると思います。町は、これに対して今までどおり再裁定をされて子育て支援に頑張っていただきたい、そのように思うわけです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

4番（西村典夫君） ただいまの西村議員さんの御質問に対してでございますが、年少扶養控除につきましては、先ほども議員さんおっしゃったように、国のほうから今回については打ち切りというふうなことで、それまでは計算の中に入れなさいと、年少扶養控除をしたものとして計算しなさいと、これからは国も廃止しますというようなことで、多数の市町村は、多数の市町村といっても私が知る限りでは、廃止されます。それはなぜかといいますと、転入・転出に対応できないというのと、システムが対応できなくて全て手計算になってしまうと。そこで事務の煩雑と、それから転入・転出があれば市町村の税情報からそれを読み取った中で正しい計算ができないという非常に不安定な状態が発生します。もう一つ理由があるんですけれども、それと、国の公示価格自体が、年少扶養控除を考慮した額であるというふうな設定ということになっています。以上です。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、課長の答弁いただきました業務、事務がふえる、またシステムの変更があるから難しいというように言われましたけれども、笠置の園児は極めて少ないわけです。だから手作業になっても、そんなに私は負担にはならないと思います。

私は、地方創生にも子育て支援、何よりも大事だと思っております。京都府は第3子の子供から保育料は無料にされますけれども、こういう点で笠置町も独自で頑張っていたきたい、そのように私は思うんです。町長、一言お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいまの西村議員の質問ですが、やはり少子化対策については、これは町挙げて取り組んでいかなければならない大きな課題だと思います。そういった形でもし解決するとするならば、私は前向きに取り組んでいきたいと、そんなふうに思いますのでよろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

第6条の入所資格なんですけれども、（4）で、その他町長が特に保育所において保育する必要があると認める児童というのはどういった方を想定、例えば町外の方をここに保育所に入れるとか、そんなこともあり得るんですか。実際に現在おられるんですか。その辺。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございますが、その項で定めておりますのは、給付費の対象外の児童を指しております。当然、笠置町には現在、該当児童はおりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、笠置町保育所設置条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第6号、笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第6号、笠置町保育所入所措置条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、笠置町保育所条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第7号、笠置町保育所条例制定の件は、原案のと

おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第7号、笠置町保育所条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第8号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第8号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件について提案理由を御説明申し上げます。

第3次地方分権一括法による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、これまでの厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、地域の実情に応じて条例を定めることとされたため、この条例を提案するものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第8号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

内容につきましては、読んでいますとかなりの時間を要しますので、概要の説明でかえさせていただきます。すみません。

まず最初に、イメージしていただきたいのは、笠置町指定介護予防支援事業者というのは具体的にはどういうものかというふうなことをイメージしていただくとわかりやすいかなと思います。これは包括支援センター、イコールこの事業所としても機能しているというふ

うに考えていただいて結構です。指定は平成18年4月1日にしておりまして、この業務を包括支援センターと同じ業務をしているというふうに考えていただいて結構かと思います。

それから、提案理由にもありましたように、地方分権一括法になりまして、もともとは国のほうで定まっていたものを改めて地方の権限で条例で定めるという内容でございまして、非常に内容が専門的になってございますし、改めて町独自の基準を定めるというものでもございませぬ。ただ、町の実情に応じて参酌する部分というのがございまして、そこは笠置町に合うような形にしておりますので、御承知願いたいと思います。

まず、1ページ目でございます。

第1章は、総則として条例の趣旨、第1条は趣旨を定めております。この事業所の指定に関し必要な事項を定めますよと。それから第1条の最後のほうに、この事業所の人員及び運営並びに云々で、最終効果的な支援の方法に関する基準について定めるというふうなことを書いてございます。

それから、2ページにまいりまして、第3章として、この事業の基本方針を第3条で記載してございます。まず第1項では、利用者が可能な限りこの居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。第2項で、利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、この事業所で行う、事業所が策定するサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。それから第3項で、このサービス事業者については、不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。第4項で、各関係事業者が連携してこの当初の趣旨に沿う事業を行わなければ、連携に努めなければならないというふうなことを書いてございます。

それから、2ページの後半の第4章では、それをするために事業の人員に関する従うべき基準を記入、第4条で記載してございます。3行目、下から2行目ですが、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないと。これは、1以上の員数をこの事業所に置かなければならないという規定をしてございます。それから、第5条で、常勤の管理者を置かなければならない、この場合、所長になります。

それから、第5章にまいりまして、人員の次は事業の運営の基準ということで、12ページに渡りましてサービスの提供に当たっての内容や手続の説明等々でございます。

かいつまんで申しますと、例えば代表的なところで5ページの最後のところに、利用料のあり方をうたっております。

それから、ちょっと飛ばしまして8ページにはその事業所、サービス提供するに当たりまして運営規程を策定しなければならない、第19条のほうでうたっております。

それから、9ページのほうでは、その従事当たる者は当然のことでございますが、両者の秘密を保持しなければならない、第24条でそういう旨をうたっております。

それから、10ページにまいりまして、第27条で利用者の家族等からの苦情処理の対応を規定してございます。

それから、11ページあたりでは、起こってはならないことなんですが、万が一起こった場合の事故発生の対応、第28条、それから、サービスの記録保持、第30条、サービス提供の記録の整備など、運営に当たって遵守すべき事項を定めているものでございます。

それから、12ページに入りまして、第6章では、この介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、これは18ページにわたってあるわけでございます。これをするために、第31条の第2項でございますが、介護予防サービス計画の策定をしなければならないとうたっているところでございます。

13ページの第6号(6)のAの上でございますが、ここでは一番の趣旨でございます利用者の総合的な課題を把握した中でサービス提供を考えていかななくてはならないというふうなことをうたっておるところでございます。

それから、14ページにまいりまして、第9号では、サービス担当者会議の開催と、当然今もしているわけでございますが、それから第13号下のところでございますが、介護予防サービス計画の実施状況の把握、これなどの介護予防支援を構成する一連の業務のあり方や担当職員の責務について定めていますし、またそのほか、それを最大限生かすための留意事項についても定めるものでございます。

それから、最後の18ページで、平成27年4月1日からの施行期日で、第3次一括分権法で猶予期間、これは平成26年4月1日に定められて、期限であります27年3月末という期限がございましたので4月1日で施行をするという附則で、あと第7章だけはちょっと理解しづらいんですけども、第34条になるんですが、本町の被保険者が他市町村の支援センターの提供を受ける場合の基準を定めております。これは読みかえなければちょっと意味が読み取れないんですが、概要としてはそういうものが書いてあるというふうなことでございます。

わかりにくい説明でしたけれども、説明は以上にさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

要するに、指定介護予防支援事業を包括センターでやっていくと、その基準を定めるものだという内容だと思うんですが、現在、包括センター、実際この事業を担っていく方、どういところが実際にやっているのか。それから、今後また包括センターでいろんな事業がふえてくるかと思われるんですけれども、今の人員体制などでも十分にそうした事業を担っていけるのか、その点、答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

向出議員さんの御質問でございます。既に包括支援センターでは、この業務を並行してやらせていただいています。この業務の中心となりますのは要介護1、2の支援者に対するサービス計画の業務に当たる、いわゆるケアマネ、ケアマネジメントをする担当の職員が中心に動いていることとなります。

それから、この地方分権一括法の中でもうたわれているんですけれども、やはりこれから包括支援センター予防給付が介護保険法の改正によって、経過措置はあるものの、いろんな業務に携わっていかなくてはならない。これにつきましては一定上層部のほうも御理解いただいた中で人員の拡充等も図っていただくような要望、御理解をいただいているところでして、すぐにどうのこうのというようなことはないんですけれども、必要なときが生じれば拡充というふうなことにもなろうかと思えます。これは最後、総合事業に移行というふうなときになりましたときに、必要な事務も発生してくるわけで、これに関連してその都度、協議をしてまいりたいと思えますが、今差し当たって、その移行するまでの業務の拡充については現状で耐え得るものと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） はい、2番、向出です。

議案第8号に対して反対討論をしたいと思います。

いわゆる包括支援センターというこの一連の流れは、本来、国が責任を持つ介護保険、そこから本来介護を受ける方を締め出して町に負担を求めていく、そういう仕組み、流れにな

っているのではないかと懸念をいたしています。財政的な裏づけがあれば、町も利用者の方に十分なサービスができると思うんですけども、その担保も十分ではなくて、このままの流れでいきますと、どうしても町財政の上からサービスの縮減や低下が心配されます。また、特に町や地域に本来の介護保険から締め出しましてそのサービスの提供を委ねていくということ自体、最終的には、被保険者やその家族の方への負担増になるのではないかと、そういった心配もあります。

そういった流れに対してやはり問題があるということで、この議案第8号には反対を表明して、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なしと認めます。これで、討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第8号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第8号、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第14、議案第9号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第9号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件について、提案理由を御説明申し上げます。

第3次地方分権一括法による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、これまでの厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準について、地域の実情に応じて条例を定めることとされたため、この条例制定を提案するものでございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第9号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

提案理由は、先ほどの議案第8号と同一でございます。権限移譲に伴い、町で定める基準でございます。対象となりますのは、表題のとおり、包括支援センター本体の業務の基準でございます。

それでは、1ページのほうをお願いいたします。

趣旨、定義につきましては省略させていただきます。第3条、包括的支援事業の基本方針をうたっております。3条の最後のほうに一番重要な点といたしましうか、書いております。可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない、このために包括支援センターは機能するというふうなことでございます。

そのために、第4条、この支援センター職員、どれだけ配置すべきかというような最低基準を設けております。笠置町の場合、いろんな記載例がございます。笠置町の場合、被保険者が670人前後でございますので、この（1）も、これは第1号被保険者の数をいってございまして、おおむね1,000人未満につきまして、次のアからウに掲げるもののうちから1人または2人というふうな定義で基準を設けてございます。

アとして、保健師その他これに準ずる者。イ、社会福祉士その他これに準ずる者。ウ、主任介護支援専門員その他これに準ずる者というふうなことで規定してございます。

（2）（3）、次の2ページも（3）につきましては説明を省略します。

それから、第5条でございますが、包括支援センターの大原則でございます。先ほどの居宅介護支援事業所等も一緒なんでございますが、適切かつ構成かつ中立な運営の確保というものを定めてございます。説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） はい。2番、向出です。

この包括的支援事業、国の方向で出されてきているわけですが、笠置町としてもなかなか財政的に厳しくなる面があるのではないかと、このように懸念はしているんですが、今後その財政的な面、どういう見通しなのか、ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますが、包括支援センター自体は自治体に設置義務がございます、決して営利事業じゃございません。そういう観点から、特別会計にして、今御質問にあったような大変財政的に難しいというふうな観点では図られない業務である、一般の業務と同じような観点になりますので。

今までデイサービスとよく混同された考え方になっているのかなというようなことも思いますけれども、2月から既にもう分離しておりますので、包括支援センターとしては公のサービス事業者として機能するというところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

第3条に、権利擁護のための必要な援助などを利用できるように導きとあります。私の同じ区内にもひとり暮らしで認知症が進んでおられる方がおられます。いつも心配しますのは、悪徳業者などにだまされるのではないかといつも心配をしております。用をするのに成年後見人制度がございます。自治体からも申請できるわけです。こういう制度活用もこれからふえてくるのではとは考えますが、慎重に前向きに取り組んでいく必要があるかと私は考えます。

行政とされて、この制度をどのように取り組んでいかれるのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの御質問で、保健福祉課のほうの立場として後見人制度ということとを絞らせていただくと、想定していますのは、当然、今、権利擁護の業務も担っておりますし該当事例も今抱えております。その大きな例は、やはり認知症とそれから虐待。このケースをどのように処理していくか。いわゆる後見人制度というのを利用していかなければならないんですけれども、京都府の指導を仰ぎながら、適切に処理していかなければと考えております。その後の住民全体の後見人制度については、また所管課のほうで考えもあろうか

と思いますけれども、高齢者福祉の権利擁護というのは、今申し上げた形になります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

一般質問にも認知症のことについて質問事項を出しております。これから認知症の方はふえていくわけで、大きな社会問題になって、こういう制度をかなり活用していく必要があるかと思しますので、その辺は慎重に取り組んでいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

議案第9号に対して反対討論を行います。

先ほどの議案第8号と同等の理由なので端的に述べさせていただきますけれども、やはり国の財政的な支援がはっきりしない中で、町のほうにいろんな事業が移行されていくと、やはりサービス低下、もしくは介護従事者の家族の方、また被保険者の方の負担とふえる。やっぱりそういう懸念をどうしても抱かざるを得ません。以上のことから、議案第9号に反対を表明し討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第9号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数でございます。したがって、議案第9号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第15、議案第10号、笠置町介護保険条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第10号、笠置町介護保険条例一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法、平成9年法律第123号第117条第1項の規定により、平成27年4月から新たな介護保険事業運営期間に入ることに伴い、同法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、介護保険事業に要する費用等を算定した結果、保険料率の変更をいたしたく、また介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を設けるため、この条例の一部を改正する提案でございます。

施行日は平成27年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第10号、笠置町介護保険条例一部改正の件。

この介護保険制度は、平成12年に制度が発足いたしまして15年目を迎えております。今回、3年を1期とする第6期介護保険事業計画を昨年から策定委員さんのお世話になり、御意見を賜りながら本年度策定させていただいたところでございます。策定委員の皆様には、この場をおかりいたしまして改めてお礼申し上げます。

それと、その中でも議論の的になった点を若干かいつまんで申し上げますと、本町の現状は、これから予防事業というのは当然のことですけれども、これまで以上に充実を図って、将来にわたる給付費の抑制を図ることは一番肝心なところでございますが、笠置町の現状につきましては、人口規模が極めて小さく、かつ少子高齢化、それから年齢行動が極度に偏っている状況は、現在その解消に向かって全庁挙げて取り組んでいるところでございますが、ここ二、三年、そんなに大きな変化というのを望めないというのも事実でございます。

そういう事実を踏まえまして、27、28、29年度の総給付費、これは当然介護の給付費を想定していますが、総給付費、ちなみに3カ年で総給付費は7億2,000万少々というふうな想定になっております。この総給付費を65歳以上の1号被保険者負担額に割り返した場合、結果、本町の基準月額を5,750円と設定させていただいたところでございます。前期と比較しますと、月額で850円の増加になっております。その結果を段階別にこれから御説明申し上げます。

なお、概要でちょっと申し上げるのはどうかなと思うんですけれども、近隣市町村の現状

については、いろいろ動向を伺いながら気になるところでして、策定させていただいたんですが、それをどうのこうの参考にするというわけじゃないんですけれども、最終的には、やはり近隣市町村での中程度の位置になったのではないかなと。結果論で申しますと、最高値でもなく最低値でもなくというふうなところで落ちついたように考えております。

別途、参考資料でお配りしておりますA3の大きな紙がございますが、それを見比べながら説明を聞いていただくとわかりやすいかなと思います。

条例では4ページの新旧対照表のほうから御説明申し上げます。

まず、保険料率が定まっております第8条でございますが、当然、年度が27から29年度までという、この3カ年に改正をする。それから(1)1号でございますが、これは旧条例で申しますと(1号)と(2号)の分が今回新たに(1号)になったと。旧第1、第2段階が新の第1号になっております。年額で申しますと2万9,400円から3万4,500円にアップしてございます。この中身でございますが、この表を見ていただくと第1段階ということで、世帯非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方、これについては表では月額2,875円に、年額3万4,500円というふうな表記をしておりますが、この年額を条例のほうでうたっているところでございます。

それから、第2号(2)でございますが、これが4万4,800円、これが旧の第3段階でございます。

それから、旧の第4段階で新たな3段階目(3)でございますが5万1,700円、これが内容を申しますと、世帯非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方、これが5万1,700円。それから新たな第4段階は旧の第5段階になるんですけれども6万2,100円、この第4段階から世帯課税の方が対象になります。でも本人は非課税であるというふうなケースの場合で収入額と合計所得金額は80万円以下の方が6万2,100円。

それから第5段階、これがいわゆる算定の基準となります額でございます。この設定は世帯の課税者の中で本人が非課税で本人の年金収入と所得金額の合計が80万円を超える方、月額でいえば5,750円で、年額でいえば6万9,000円というふうな設定となっております。

それから第6段階で(6)で8万9,700円。中身をちょっと省略、またさせていただきますが。

それから、次のページに行きまして、第7段階で9万6,600円、それから第8段階で

11万7,300円、第9段階で13万1,100円、この第9段階までが国の基準と同じ段階である。これ以降については町村の実情に合わせて、表見的には弾力化と言いますが、国の基準どおりいくと保険料自身が上がってしまいますので、簡単に言えば高所得者の方に少しやはり御無理をお願いしたい。それで保険料自身を平準化していくというふうな手法を用いているのが10段階からになります。笠置町の場合は、以前は11段階だったんですが、新しい段階では13段階まで伸ばしております。

10段階でございますが、世帯も課税で本人も課税の方で本人の所得金額が290万から350万未満の方というふうなことで設定してございまして、その方の年額は14万4,900円、第10段階ですね。

それから、第11段階で350万以上450万未満の方、15万8,700円。

それから、12段階で450万以上600万円未満の方については17万2,500円。

7ページにわたりますけれども、最後、13段階につきましては600万円以上の方につきましては基準額の2.8倍をお願いして、年額でいえば19万3,200円というような御無理をお願いするというご設定にしております。

6号からイとロという号に分かれています。このロの部分については、境界層措置と言いましょか、なかなか難しい表現になってくるんですけども、それより1つ上の保険料であれば要保護者になるけれども、この保険料になれば要保護者にならないという保険料設定保護の措置の内容ですけれども、そういう措置のやり方ができる。介護保険料についても同じような適用がされて、そのケースの場合の適用を書いているということで御理解いただきたいと思っております。

それとあと、最後のページの附則でございます。町長の提案理由にもございましたように、御質問の中でもあろうかと思うんですけども、医療介護確保法、昨年の夏に制定されました。そういう中で総合事業が各町村でされるんですけども、経過措置がございまして、やはり町村の実態に合わせてすぐに受け皿がないものですので、その準備期間として最高29年の4月まで猶予されています。笠置町においては、以前の議会でも御質問があったように、なるべく早くは移行したいんですけども、やはり町長の定める日まで猶予をいただくというふうな総合事業の種類を4つ掲げてございます。

一般的に、附則の第6条の第1項という介護予防・日常生活支援総合事業というのと、それから2項では在宅医療・介護連携推進事業、3項では生活支援体制整備事業、4項では認知症対策推進事業というふうな、国で規定する事業に移行するのを若干の猶予をいただいて

いるというふうな規定でございます。説明は以上で終わります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） はい。2番、向出です。

今回の議案第10号は、介護保険料の値上げという内容になっていますけれども、一般会計からの繰り入れによって値上げを抑制するという方法もあろうかと思うんですが、その点については現状どうなっているのか、その考え方についても答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございます。当然、法定繰入金につきましては給付費の12.5%というのは繰り入れておまして、この計画の3カ年については、総給付費で町の繰入金12.5%で計上していたということで回答にかえさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） はい。2番、向出です。

今、法定も繰り入れるということでしたけれども、やはり皆さん実際の声の中で、年金がやはり下がってきているという声が本当に多いということをお聞きする中で、負担だけふえてくるということで。やはり町として、皆さんの福祉向上、生活を守るという点からは、何とかもうちょっと値上げしないような措置をとれなかったのかなと思うんですが、山でも同じようなことをお聞きするたびに、なかなかそういう措置を生み出すということは答えていただいているんですけれども。

例えば、北海道の長沼町なんかでいきますと、第6期分の8,000万円を一般会計から入れているという事例もありますし、また厚生労働省は確かに3原則というのを示してまして、保険料の全額免除とか収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れは不適切とすると、一応そういう原則は立ててはいますけれども、厚生労働委員会でも大臣が、かつて町がそういう取り組みをしたらどうしてもやめろという立場にはないという答弁もしていますし、ぜひ一度、一般会計からの繰り入れをふやすということも考えていただきたいんですけれども、その点について再度、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいまの向出議員の質問にお答えします。

本来の繰り入れにつきましては、それぞれの特別会計のルール分だけを繰り入れるというのが、本来一つの特別会計の独立採算という観点からそのような形でもとっていますし、ま

た向出議員も先ほど来、町の財政も非常に厳しいことを気にしていただいております。ゆえに、一般会計からそれ以上、特別会計ルール分以外を繰り入れるということは、母体である笠置町の財政も非常に厳しくなるという部分もございます。

ただ、住民の福祉向上のためにという観点からすれば、新しい事業等について、要は一般会計の包括支援とかそういう事業について、当然うちのほうでやっていく事業でございますので、そこへ力を入れていきたいと思っております。現段階では、ルール分以外での繰り入れというのは現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この介護保険、今の団塊の世代が10年後、2025年には75歳になります。そうすると、その医療費とか、単純計算すると本当は60兆円とかも言われております。こういった社会保障費は、高齢化なのでますますふえてくると思っております。そして笠置町にとっても10年後の2025年には、一応人口は予測では1,170人、高齢化率が52.8%を迎えます。そのとき65歳以上、今の団塊の世代の人が618人、予測ですよ。そのうち前期高齢者が19.8%で232人、後期高齢者が33%で386人と予測されております。そうすると、今回こういう値上げになっていますけれども、ますます値上げをしなければ笠置町にとっては分母がだんだん減ってきて、介護保険制度というのが潰れてくるんじゃないかと、10年後に。潰れるというか、極端な言い方をすればそういう感じになるのか心配するんですけども、その団塊の世代が10年後、75歳になるときに本当に一番心配、ピークがそこなんで一番心配する。これぐらいの、言えば保険料の年額の値上げだけでは到底済まないと思うんですよ。それを政府がどういうふうに今後、その消費税の10%、2%分から何ぼかもらえるかどうかわかりませんが、そういった方策とかやってもらわなければ、本当に笠置町の介護保険制度というのは破綻するんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

私のほうからは制度的な説明を若干させていただきます。当然、35年後、団塊の世代が後期高齢者になられると認定率も上がります。そういう想定の中で、今言われた心配は当然のことなんですが、国保と一緒に調整交付金というのがございます。笠置町がもう既にこれだけの高齢率で認定率が高くてサービス受給者も多いのに、何で近隣市町村と比べてこれだ

けの保険料で済んでいるのかというのは、まさにその調整交付金のおかげでございまして、本来、第1号被保険者の保険料が今、制度的には、制度が悪いええという論議はちょっとこっちに置いておきまして、21%の率を第1号被保険者で払いなさいというふうなことなんです。笠置町の実態としては十八、何%で済んでいると。これは、いわゆる町村ごとに偏在している前期高齢者比率、後期高齢者比率、これによって全国の前期高齢者比率、後期高齢者比率が低い町村で保険料を回していただいている。ちょっと言い方に語弊があるんですが、そういう調整機能があることで、今後も団塊の世代を迎えてもそんなに極端な破綻はないだろうと思います。ただ、大きな国庫支出金の枠組みは、当然見直されるものだと考えております。

一つ心配なのは、日本全体が高齢化になったらその機能も若干、やっぱり弱ってくるので、それをやはり念頭に置いて、先ほど参事が言われましたように予防事業、この辺をやはり充実させていかなければならないというふうに担当課のほうは考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） 大倉議員の質問にお答えします。

制度の部分については、ただいま保健福祉課長が申し上げましたとおり、それぞれ国保にしましても、介護にしましても、それを補うという分での調整交付金等があります。ただ、大倉議員も御指摘いただいたとおり、日本の人口自体も減っていき、また高齢化比率も笠置町は非常に厳しいですけれども、日本の国自体も高齢化が進むということも、これは目に見えているところでございます。その中で、それぞれの保険、国民健康保険にしましても介護保険にしましても社会保障費が非常にふえてきております。それを補うという部分で、今回、消費税が8%になり、次には10%になるという部分で、国の施策として講じられているところではございますけれども、ただ果たしてそれだけで行けるかどうかという部分は、今後やっぱり国の動向等を十分注視した中で、我々の介護保険の保険者として運営はしていきたいと、そのように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） はい。2番、向出です。

議案第10号に対して反対討論を行います。

先ほど来からも言っていますけれども、やはり生活がなかなか厳しくなったという状況で賃金のほうもなかなか上がらない、そういった状況の中で、やはり個人の生活と確かに笠置町も財政的には厳しいんですが、やはり団体組織なので、そのしんどさの差というものがあるんじゃないかと。やはり最終的には国の税役税制の制度の改定まで含む話ではありますけれども、今こういう厳しい状況の中、やはりできる限り町が住民の皆さんの暮らしを守る、そういう立場で介護保険料の値上げをしないという方向を示してほしかった。しかし、それは考えていないということでした。以上、反対の理由を述べて討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第10号、笠置町介護保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第10号、笠置町介護保険条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第16、議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件及び日程第17、議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件の2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件及び議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件について一括して提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員法第7条第3項の規定により、設置している公平委員会について同条第4項の規定に基づき、笠置町、和東町、南山城村及び相楽東部広域連合で共同して設置するため、笠置町公平委員会設置条例を廃止し、新たに相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約を制定するものでございます。

施行日は平成27年4月1日となります。よろしく御審議の上、御承認いただきますよう

お願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。

それでは、議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件と議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約の制定についてを御説明させていただきます。

先ほど町長からの説明もありましたとおり、現在、笠置町、和東町、南山城村と相楽東部広域連合でそれぞれ公平委員会を設置しておりますが、共同設置するに当たり議案第11号で町の設置条例を廃止して、議案第12号で新たに4自治体により共同設置をする規約を制定することとしております。

議案第11号をお開きいただきまして、笠置町公平委員会設置条例を廃止するというところで、平成27年4月1日からとしております。この条例を廃止するに当たりまして、附則のところ特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、「公平委員 日額5,500円」を削除することとしております。また、職員等の旅費に関する条例一部改正といたしまして、こちら旅費に関する条例の中、「公平委員会」という文言を削除しております。

議案第12号は、新たに4団体で設置いたします相楽東部地域の公平委員会の共同設置に関する規約を制定していただくというものになります。おめくりいただきまして規約案によりまして説明させていただきます。

この相楽東部地域の公平委員会は、笠置町、和東町、南山城村、それと現在、相楽東部広域連合に4団体設置しております。これを共同設置するというところで、執務場所を事務局といたしまして、第3条で相楽東部広域連合の中で事務局を設置することとなっております。

第4条では、委員の設置について、広域連合議会の議会の同意を得て選任するということがうたっております。

第5条では、事務局と同じように、補助職員として広域連合の職員を充てるということにしております。

第6条では、4団体によります経費負担について規定しております。

附則になりますが、この規約のほうも平成27年4月1日から施行となっております。経過措置といたしまして、現在、広域連合で委員の選任をしていただいております方が、それぞれ3町村で1名ずつ選出させていただいておりますその方をそのまま、東部地域の公平委員会の職についていただくということになります。

現在、笠置町では申し立てのほうは出ておりませんが、この移行の間に出たものはそのまま東部連合に移管して審議していただくということで、それを附則の中でうたっております。以上、議案の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありませんか。大倉君。

3番（大倉 博君）　この公平委員会、笠置町では先ほど何名とおっしゃいましたか。1名、公平委員は。

（「3名」と言う者あり）

3番（大倉 博君）　3名、そのうち和束へ今度なった場合は1名ということですね。

この公平委員会は、御存じと思うが、人事委員会が置かれていない市町村では、職員の不利益処分があった場合に訴えるところがないので公平委員会というのがあると思うんです。そうですね。こういった公平委員会を設けることによって、予算とか人件費の削減とかいうのはどれぐらいになるんですか。それは、わかるかどうかわかりませんが。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君）　今の質問にお答えさせていただきます。

公平委員会の予算といたしましては、府の公平委員会に対する負担金、それがたしか2,000円ぐらいだったと思います。それと、あとは審査のための日当に当たる報酬ですけども日額5,500円で計上しております。3名分ですので1万7,000円、予算のほうで計上させていただいている部分が、そのままうちのほうでは予算がなくなるということになっております。以上です。

議長（杉岡義信君）　ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件の討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第11号、笠置町公平委員会設置条例を廃止する件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第12号、相楽東部地域公平委員会の共同設置に関する規約制定の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第18、議案第13号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第13号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,276万円を減額し、14億8,123万1,000円とするものでございます。

歳出の主な補正の内容といたしましては、京都府府議会議員選挙経費といたしまして63万6,000円、道路新設改良費で225万円を増額、デイサービスセンターの移譲による精査により44万8,000円、道路維持費で699万9,000円を減額しております。

歳入では、府支出金42万7,000円、地方交付税2,019万7,000円を増額し、国庫支出金887万9,000円、基金繰入金2,628万円を減額しております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(前田早知子君) 失礼します。

それでは、議案第13号、平成26年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件につきま

して説明させていただきます。

今回は、先ほど町長の説明にもありましたとおり、1, 276万円を減額いたしまして14億8, 123万1, 000円とさせていただいております。

7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページにつきましては、現時点で27年度へ繰り越す繰越明許費のほうを計上いたしております。5件、総額で4, 155万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。

まず、11ページからごらんください。

上から行かせていただきます。9款地方特例交付金、こちらは交付額の確定によりまして5万1, 000円を減額しております。

10款地方交付税は、普通交付税の増額によりまして2, 019万7, 000円を増額して、合計で6億9, 219万7, 000円と予算をしております。

続いて、12款使用料及び手数料、衛生手数料になりますが、こちらはし尿くみ取り券の販売実績の見込み額が減額となるようですので110万円を減額としております。

続いて、13款国庫支出金です。1項国庫負担金、民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金は国民健康保険に係る部分になりますが3万2, 000円を減額となっております。

続きまして、2項国庫補助金です。1目の総務費国庫補助金、総務管理費国庫補助金で社会資本整備総合交付金を62万4, 000円減額しております。こちらは耐震診断と耐震改修の実施予定件数が耐震診断1件のみとなりましたので、不要となりましたものを減額とさせていただきます。

おめくりいただきまして12ページ、2目民生費の国庫補助金です。社会福祉費補助金で臨時福祉給付金の確定がありましたので367万5, 000円を減額。老人福祉費では、介護報酬に伴うシステム改修の補助金といたしまして6万3, 000円が増額となっております。

3目衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金は浄化槽設置事業交付額が確定されましたので38万6, 000円減額となっております。

4目土木費国庫補助金、こちらも社会資本整備総合交付金が減額となっておりますが、道路維持管理に係る設計や工事費の変更などにより422万5, 000円を減額しております。

続いて、14款の府支出金です。1項府負担金、民生費府負担金で保険基盤安定負担金、こちらも先ほどの国庫と同じく国保に係る部分で15万2, 000円を減額となっております。

す。

続いて、老人福祉費負担金で15万8,000円を減額しておりますが、こちらは後期高齢者医療に係る保険基盤安定分といたしまして15万8,000円減額となっております。

続いて、2項の府補助金です。1目総務費補助金、同じく総務費補助金ですが、こちらも先ほど国庫のほうでも出てきましたが、住宅の耐震診断と木造住宅改修のほうの減額となりまして減額になる部分と、それから京都府の行財政改革支援等の特別交付金が500万交付されることとなりましたので、その差額といたしまして378万8,000円を増額で補正しております。

2目の民生費府補助金、社会福祉費補助金の39万3,000円の減額と老人福祉費補助金40万7,000円の増額につきましては、こちらは交付額の確定もしくは内示がありましたので、その分の計上となっております。

続いて、3目衛生費府補助金ですが、こちらも先ほどの国庫補助金と同じく浄化槽の設置事業の交付金の確定によりまして38万6,000円を減額しております。

4目農林水産業費補助金の農業費補助金は、交付額の確定によりまして34万7,000円を減額、林業費補助金のほうは狩猟事故共済保険加入補助といたしまして1万円交付されるということで増額となっております。

3項の委託金になりますが、1目の総務費委託金、選挙費委託金はこの4月に執行されます京都府の議会議員選挙の26年度経費といたしまして58万4,000円を計上いたしております。京都府知事選挙、衆議院選挙、最高裁判所の国民審査につきましては交付額が確定しておりますので、その分で調整して計上させていただいております。

2目農林水産業費補助金は、農業者年金の業務委託として2,000円の増額です。商工費委託金といたしましては、東海自然歩道の管理委託金と自然公園の管理委託金が交付額が確定されましたので、合計で35万5,000円の増額となっております。

14ページに移らせていただきます。

16款寄附金、指定寄附金で19万9,000円を増額しております。これはふるさと納税制度を利用していただきまして寄附をいただいた指定寄附となりまして、今回19万9,000円を増額いたしております、2月末現在で4件で合計66万4,100円の御寄附をいただいております。

続いて、17款の繰入金となります。高度情報ネットワーク整備基金の繰入金は、支障移転の経費が不要となりましたので、その分28万円を減額。また、財政調整基金の繰入金は、

補助金等の中身の精査によりまして取り崩す必要がなくなりました分の2, 600万円を減額しております。

諸収入の雑入につきましては39万9,000円減額しておりますが、これは相楽東部広域連合への派遣職員の負担金が返還となって来るんですけれども、人事異動等人件費の精査によりまして歳入が1万5,000円減額となります。

また、農地中間管理事業の委託金につきましては、借り受けについて応募者の減がありましたので38万4,000円減額となっております。歳入については以上となります。

続いて、15ページ以降の歳出について説明させていただきます。

歳出につきましては、担当課のほうからそれぞれ説明させていただきますので、総務財政課といたしましては議会費と総務財政課所管のものについて説明させていただきます。また人件費のほうを計上している部分につきましては、実績見込みといたしまして今回精査させていただいた分で増額もしくは減額ということになっておりますので、各項目での説明は省略させていただきますので御了承ください。

それでは、議会費から説明させていただきます。議会費の旅費12万4,000円の減と使用料及び賃借料の14万円の減額ですけれども、こちらについては議員研修の実施がされていなかった分の経費をそれぞれ減額となっております。

続いて、2款総務費、総務管理費、一般管理費ですが14節、15ページ下段になります。使用料及び賃借料として20万6,000円減額しております。LGWANサービスといいまして総合行政ネットワークの機器を町でリースして使っているんですけれども、今年度更新しました結果、予定をしていた価格より低くなりましたので減額させていただいております。

続いて、16ページに移らせていただきます。

財政管理費のほうで19万9,000円計上させていただいております。歳入のほうでも説明させていただきましたとおり、ふるさと納税で寄附をいただいた分の積み立てを19万9,000円行うもので増額となっております。財産管理費につきましては、それぞれ経費の実施額が確定しましたので減額しております。

防災諸費につきましては、耐震診断の派遣事業と住宅改修の事業、こちらについては委託料といたしまして診断1件が実施されたのみでしたので、負担金、委託料、それぞれ減額とさせていただきます。

続きまして、17ページのほうに移らせていただきます。

4項の選挙費になります。1目の選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員さんのほうで退任がありましたので、その分の減額と京都府への負担金の額の確定によりまして減額となっております。

2目の京都府知事選挙、3目農業委員会選挙費、次めくっていただきまして、1つ飛ばして5目の衆議院選挙費につきましては、執行額が確定しておりますので、その分精査いたしまして減額とさせていただきます。

4目の京都府議会議員選挙費ですが、26年度の事務経費といたしまして、ポスター掲示場の設置等につきまして今年度分で63万6,000円計上させていただきます。

続きまして、少し飛びまして24ページに移らせていただきます。

下段のほうで8款消防費、非常備消防費で22万8,000円、報償費として増額させていただきます。本年度、操法大会等がありまして消防団員の出勤回数がふえております。そのほかの事業でも出勤していただいていることが多々ありましたので、今回22万8,000円を増額させていただきました。

9款教育費、教育委員会費ですが、こちらは財源の組み替えとなっております。

先ほどの8款の消防費につきましても、一般財源から特定財源への組み替えを行った結果、財源の内訳の変更だけ行っております。

25ページ以降は、参考資料といたしまして性質別経費等の構成表をつけております。

総務財政課に係る部分については以上となります。失礼します。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

企画観光課が所管いたします歳出補正予算について御説明申し上げます。

まず、16ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、10目通信施設管理費で、補正額27万2,000円を計上させていただきます。節の内訳といたしまして、需用費で管理用システムの端末機の故障によりふぐあいが生じ、端末の修繕をする必要が生じたため、修繕費として16万7,000円を計上させていただきます。

それと、委託料で負担金補助及び交付金への節への組み替えで270万円と、支障支線移転移設費の額の確定によりまして28万円、合わせまして298万円を減額しております。

それと、負担金補助及び交付金で、委託料から節の組み替えをさせていただきます額270万円と、負担金の額の確定によりまして308万5,000円を計上させていただ

ております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費で負担金補助及び交付金といたしまして、笠置町商工会への補助金として30万円を計上させていただいております。

次に、4目の産業振興会館費で、需用費で光熱水費、電気代として若干の予算不足が生じましたので17万4,000円を今回計上させていただいたところでございます。

以上が企画観光課の所管するところであります。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算でございます。

ページは18からになります。

内容は19ページになりまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費のほう。19ページの19節負担金補助及び交付金でマイナス367万5,000円。臨時福祉給付金の確定に伴いまして人数が233人という確定数値によります当初からの減額額でございます。

扶助費125万の減額。説明にも書いております障害児者医療費助成と子育て支援医療費助成の実績見込みによりまして、それぞれ減額措置をしております。

それから23節の償還金利子及び割引料で174万8,000円の増、これは暫定で受けておりました臨時福祉給付金の額から確定額が下回りましたので、その163万5,000円の返還金と障害者自立支援医療費の返還金、合わせた額でございます。

20ページにまいります。

20ページの4目老人福祉費でございます。8の報償費のほうで精算によりまして3万円の減、敬老会の記念品。それから扶助費のほうで110万円の増となっております。この主な事業につきましては、老人医療の支給事業が臨時で京都府のほうで、ことしに限り70歳以上が2割じゃなしに1割、その事業を町と府が折半して持つというふうな事業を臨時で実施しました関係上、その歳出予算73万というふうな増額になっておるところでございます。

繰出金につきましては7万5,000円、内容については介護のほうで若干の増、後期のほうで若干の減の差し引きになっております。

それから、その次の5目の老人福祉施設費でございます。いろいろ御議論いただいた中で、1月末で休止いたしましたデイサービスの移譲に伴う経費の決算見込みを、それぞれ出させていただきまして、移転に伴って増加する部分、それから廃止に伴って減少する分、そ

それぞれあるんですけれども、それを精査いたしまして全体では44万8,000円の減というふうになってございます。

7節と13節、賃金と委託料は、デイサービス移譲に伴う経費の決算見込みの減である。それから15節と18節の工事請負費、備品購入費については、新たな移設に伴う経費の発生で増というふうな形でございます。

21ページの2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費につきまして106万7,000円の減額をしている。この主な中身は賃金で110万円減額させていただいているんですが、産休の職員の復帰によりましてその動向が確定しましたので、その分を減額させていただいて、少々大きな減額になるというところでございます。

それから、21ページの、次の保健衛生費の2目の予防費の委託料のところでは95万円の減額をしてございます。これは健康診断で予防医学センターに業者委託している分につきましては若干の増があったんですけれども、インフルエンザの接種事業につきましては、当初見込みより50人ほど減りまして、これも流行の度合いによって年々では上下がありまして予想が難しいところなんですけど、今回そういう事情で95万円減額が出たというふうなところでございます。

保健福祉課としては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課が所管します歳出について御説明いたします。

19ページをお願いします。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉施設費の中の7節賃金及び11節の需用費の中の修繕費及び16節の原材料費、これにつきましては笠置会館の周辺整備に係る予算でございしますが、施設の急な事故、故障等がなかったため、一部を残して使用残として減額しております。

また、9節の旅費及び11節の需用費の中の消耗費につきましても、使用残を減額しております。

19節の負担金補助及び交付金で20万円減額しております。これにつきましては、人権同和教育研究集会等参加負担金から減額しておりまして、全国研究集会が京都府で開催されたこと及び全国保育集会や女性集会等が隣接します近隣府県で開催された等で、負担金が少なかったということで減額させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

それでは、税住民課が所管します歳出につきまして御説明いたします。

19ページをごらんください。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、28節繰出金13万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、国保会計総務費分の増加によります一般会計からの繰出金の増と保険基盤安定繰入金の額の確定によります補正でございます。

次に、22ページをごらんください。

4款衛生費、清掃費、し尿処理費につきまして、19節負担金補助及び交付金で256万円の減額補正をお願いしております。内容としましては、浄化槽の実績によります循環型社会形成推進交付金の146万円の減額と、し尿券販売の減額見込みによりますし尿くみ取り業務負担金を110万円減額補正させていただくものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、建設産業課所管の歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書22ページをお願いいたします。

中段でございますが、5款農林水産業費、1項農業費、農業委員会費でございますが、委託料といたしまして54万円を減額いたしております。内容といたしましては、農地情報管理システム改修費54万円の減額となっております。これにつきましては、農地台帳システムの改修費用でございますが、システムの仕様が変更されたことによりまして費用のほうが減額したということで減額させていただいております。

次に、2目農業総務費でございますが、こちらにつきましては農業委員会交付金の増額による財源の組み替えとなっております。この財源につきましては人件費に充当しておるものでございます。

次に、3目農業振興費でございますが38万4,000円の減額でございます。節の区分といたしまして賃金から役務費までございますが、この内容につきましては、今年度から始まりました農地中間管理事業に基づきまして、京都府農地中間管理機構から委託を受けます農地の集積などの業務に係る費用を計上しておりましたものでございますが、昨年実施されました公募に対しまして笠置町内での借り受け応募者がなかったため、事務量が大幅に減少いたします。それに伴う費用の減額ということで、まず賃金といたしまして13万6,000円の減額、内容といたしましては農地集積コーディネーターの賃金でございます。

旅費6,000円、普通旅費の減額でございます。需用費19万2,000円の減額、事務用消耗品等を見込んでおりました。役務費5万円の減額、こちらにつきましても通信運搬費の減額ということでさせていただいております。

次に、下段になりますが5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費でございますが、こちらにつきましては、負担金補助及び交付金といたしまして1万円を計上させていただいております。内容といたしましては、狩猟事故共済保険料助成ということで有害鳥獣捕獲実施事業に伴います狩猟事故共済の加入費用の一部を助成させていただくものでございます。

3目林道維持費7万円の減額でございます。節といたしまして使用料及び賃借料で2万円、こちらにつきましては機械等賃借料の減額でございますが、昨年8月の豪雨によりまして被災いたしました林道横川線の復旧費を経常支出しておりましたところでございますが、一般単独災害復旧事業債の起債が可能となりましたため、昨年12月の補正で災害復旧費に組み替えたものでございます。その分、今回、不用額として減額をさせていただくものでございます。

次のページの一番上。原材料費5万円の減額ですが、こちらも同様でございます。

次に、この23ページ。下段でございますが、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、このうちの9節旅費1万7,000円費用弁償を計上いたしております。こちらの中身につきましては、公共事業用地の取得に際しまして町外在住者等に現地での境界立会い等を依頼する際の交通費ですね、こちらのほうを計上いたしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費でございます。補正額といたしまして699万9,000円の減額となっております。節の区分といたしまして、委託料で539万5,000円の減額、内容といたしましては、説明欄に記載しておりますとおり、橋梁補修設計業務で39万5,000円の減額、こちらにつきましては入札実施によります請負減等によるものでございます。次の舗装調査業務の300万円の減額と、維持修繕工事設計業務の200万円の減額につきましては、これはコンサルタント等へ外注を出さずに職員等による直接設計を行ったため不用となったものを減額させていただいているところでございます。

次に、15節工事請負費でございますが106万4,000円の減額でございます。こちらの内容につきましては、橋梁補修工事で210万4,000円の減額、こちらにつきましては、当初、交付金の要望額で予算計上させていただいておりましたが、国の予算配分額が

下がりましたため、その分を減額させていただくものでございます。

もう一つ、舗装修繕工事。こちらにつきましては、設計変更に伴います増額分を計上させていただきますいております。

3目道路新設改良費275万円の増額でございます。節の区分といたしまして委託料で225万円、こちらは調査測量委託となっておりますが、細かい内訳といたしましては、笠置有市線の用地取得に伴います不動産鑑定業務の費用50万円、それと地域主導型公共事業によります建物等補償調査費175万円、こちらのほうを計上させていただいております。

同じく節の工事請負費50万円でございますが、こちらにつきましては、町道笠置山線改良工事の設計変更に伴います増額分を計上させていただいております。

建設産業課所管につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これより10分間休憩します。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時30分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

まず、繰越明許の関係なんですけれども、ことしはというか、例年どうやったかちょっと覚えていないんですけれども、多いような気がするんです。予算というのは当然、単年度執行するのが基本なんですけれども、特にこのホームページの関係なんですけれども、昨年9月議会で私も質問しましたら、業者との契約期限が切れるということで300万、補正予算組まれたのに、半年たってまだこれを繰越明許するのはどういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼します。御質問にお答えさせていただきます。

9月議会で3月31日までの契約というところで、うちのほうも業者とも契約させていただきました。業者のほうも、この日数があればできるということだったんですけれども、殊のほか、うちのホームページの更新のページ数が多いということで、5月末まで2カ月延ばすということになっております。現行のホームページは、3月末まででしたけれども、一応、今委託しているところとの話が、3カ月、6月末までの余裕を持ってしております。その分については経費も発生しないというところで言うておりますので、その間での移行という

ころになります。

それと、新しいホームページの職員の作業、職員がホームページの更新等も行うようにします。その研修期間も含めまして、あと2カ月だけ延ばさせていただいて、5月末までの契約変更をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

土木費も4件ございますけれども一括して、なぜこういう形になっているのか、説明だけ願えますか。もう簡単でいいですから。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

土木費のほうで4件、繰越明許のほう出させていただいております。1点ずつ御説明させていただきたいと思っております。

まず、町道笠置山線改良事業のほうでございますが、850万円を繰り越しする予定でございます。中身につきましては、工事請負費ということになっております。これにつきましては、昨年、議会でも幾度か御質問いただいたところでございますが、本来、本年度、平成26年度保安林解除ができて、保安林内をさわれるという予定だったわけでございますが、その手続きがおくれておるといことで、今現在、申請書のほうは提出済みになっておまして、現時点での見込みでございますが、6月ぐらいには許可がおりてくるだろうという見込みをいたしております。それに合わせまして、この850万円繰り越しました部分につきましては、平成27年度の当初予算計上分と合わせまして、保安林解除後に発注させていただく予定をしておるところでございます。

次に、2件目の橋梁補修工事でございますが、これにつきましては、工期的なものを考慮いたしまして時期をずらしたものでございまして、4月に入りましたら、1件工事のほうを発注する予定をいたしておるところでございます。

それと、3件目の町道笠置有市線の関係でございますが、こちらにつきましては、内容といたしましては委託料でございます。その内訳といたしましては、建物補償の調査並びに不動産鑑定費用ということでございます。こちらにつきましては、土地の境界確定のほうを依頼するに当たりまして、思いのほか相続ができていない土地がかなり多くございまして、相続人さんの調査をするのにかなり時間を要しました関係で、現地の立ち会いをさせていただ

いたのが2月の中ごろということになってしましまして、今現在、その立ち合いの結果に基づきまして測量図等を鋭意作成していただいているところでございますが、それができ次第、そちらのほうに道路の計画線と重ね合わせまして、建物補償等の作業に取りかかっていたいと、このように考えておるところでございます。

一番最後の地域主導型公共事業のほうでございますが、こちらにつきましては、1,475万円のうち、委託料として675万円、公有財産購入費、いわゆる用地費といたしまして800万円となっております。こちらにつきましては、道路の線形、道路用地の調整に大変時間を要してしましまして、同じく土地の所有者の方に立ち会いをお願いしたところでございますが、これが3月になってしまいました。まだ、あと1件、お仕事の関係で来ていただけてない方がおられまして、その方につきましても3月21日土曜日でございますが、実施できる予定となっておりますので、それができ次第、測量図のほうを作成いたしまして、直ちに建物補償等の業務のほうに入っていきたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町道笠置山線なんですけれども、先ほど保安林解除が6月ごろと。私も去年、宇治まで行って、このフロー図とかいただいて説明聞けて、ことしもちょうど担当者にお聞きしましたら、今おっしゃったように、林野庁から6月の時点ぐらいで解除になるという報告はもらっております。そういったことで、来年度の予算、まだ審議ないんですけれども、一応8,000万ついていたと思うんです。

なぜおくれたかというのは、当然前から言っていますように保安林の解除、早く町民というか、特に山の上の人は、それを開通することによって、いろんなことが観光事業でできるわけですよ。といいますのは、その横にはゴルフ場とかがたくさんあるんです。だから、一泊ツープレーとか、そんな話もよくおっしゃっていました。だから本当に早くこれをするんだったら、今年度できると思うんですけれども、その工程表というか、最終的にいつごろできるか、工程表はどうですか。わかりませんか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

たしか、その件につきましては、昨年6月議会のほうでも御質問いただいていたかと思っております。前課長は、何年に完成するという答弁をしていたようでございますが、前回お答え

させていただきましたとおり、ちょっとそれでは難しいということで、今おっしゃっていただきましたとおり、27年度の当初予算のほうで8,000万円は、一応計上はさせていただいておりますが、これはあくまで国に対します交付金の要望額でございます。実際のところ、これが大体7月ごろになって初めて内示が来るわけでございますが、その時点でどれぐらいつけていただけるかというのが、まだ今の時点ではわからないと。もし、これが仮に8,000万、要望額どおりついたということになりますと、今残しております保安林の区域が約300メートルございます。そのうち切り土の部分が240メートル、盛り土の部分が60メートルということは、以前も御説明させていただいたかと思いますが、その部分の切り盛りというのは、この金額で大体、形として整うのではないかとこのように思っておりますが、あとそれに伴いまして、排水構造物でありますとか、ガードレール等の保護施設、そういうふうな物、あと最終的な舗装の仕上がり等を考えますと、なかなか27年度では厳しい、その交付金のつきぐあいにもよるんですが、早ければ平成28年度末ぐらいには完成というような形で持っていけるのではないかと、このように予想しております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

まず、22ページの循環型社会形成推進交付金、これ減額146万、これの内容をちょっともう一回説明してほしいのと、それから23ページの商工費、商工会補助金30万というのが出ておりますけれども、この補助金は、当初は商工会の補助金は出ていたと思っておりますけれども、これの内容はどういうものになるのか。その2点、お伺いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 西岡議員の御質問にお答えします。

循環型社会形成推進交付金のことでございますけれども、これは、先ほども少し触れましたけれども、浄化槽の補助金の補助実績によります減額でございます。26年度の浄化槽補助金の額といたしますか、実績が固まりましたので、その実績といたしますのは、5人槽2基、7人槽1基、計3基が26年度の実績でございます。それで、当初3基ずつ予定しておりましたので、5人槽1基、7人槽2基分を減額いたしまして146万円の減額というふうになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 商工費の商工会への補助金30万計上させていただいている分なんですけれども、この内容につきましては、税務署のほうから指導がございまして、所得

税の関係で指導があったということで、年間所得税6万なんですけれども、それを5年間さかのぼってというところの30万になっておるわけなんです。それに対しまして、当方のほうも指導不足であるんですけれども、そういった所得税分に係るものを今回計上させていただいたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） その商工会の消費税の分を、町が負担して見てやったということなんですか。どういう意味ですか。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） すみません。ただいまの西岡議員の質問にお答えします。

消費税、所得税でなしに、法人税関係でございます。実は、7年前ぐらいまでは、そういう商工会等についての法人税は課税されないということになっておりましたけれども、地方税法の改正によりまして、そういう法人格にも法人税の均等割、所得割等がかかるということの通知が来ておりました。その中で、当時の私が税務課にいたと思いますけれども、税務係のほうからの指導もなしで、指導する必要があるかないかという問題もあります。実は、商工会のほうで率先して申告していただくべきところではございますけれども、税法が変わったという部分で、この件について、地方税機構のほうから問い合わせ等がありまして、京都府下の商工会へいろいろ当たったところ、笠置町だけじゃなしに他の市町村でもそういう申告漏れ等が非常に多かったということで、今回、税住民課長のほうで、商工会と十分調整した中で、商工会が過去5年分に申告をさかのぼって応じるということになりました。そこで、当然均等割の6万がかかるわけでございます。それを臨時的な経費の中で、ちょっと町のほうにお願いできないかということが加わりました。一旦、今回はそういう部分で町長と商工会会長との話の中で、臨時的経費ということで、そうしたら補助金を出そうと、ただ今後の法人税の申告の均等割等については、自分らで拠出するよという話はできたようには聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

今年度だけは町のほうで面倒を見たと、次からは商工会自体でちゃんとやっていくという、それは、確約はとってくれてあるんですな。はい、結構です。

それから、もう1点、22ページのし尿くみ取り料の関係ですけれども、私が広域事務組合におるときの話ですけれども、消費税の上がったことに対して、まだくみ取り料の改定は

されていませんでした。これを8%に上がって、今度10%になるときに、まとめて値上げするというようなことで発していたと思うんですけれども、27年度4月から、今度10月に10%になるのは延びたんで、その間は町で負担してもらおうというふうな話が出ておったんですけれども、その辺はどういう話になっていますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 今の御質問につきましては、今回の補正のし尿券のくみ取りの分ではなしに、くみ取り手数料の改定の方向性ということでよろしかったでしょうか。

いろいろ広域事務組合のほうで調整がありまして、27年にくみ取り手数料の改定がございます。これは10月に改定をされる、今流れで進んでおるんですけれども、議会のほうでも承認されているというふうに聞いているんですけれども、市町村が負担しますのは、委託料自身が4月から改定され、手数料は10月から、住民さんに負担していただくのは10月からなんですけれども、し尿処理の委託料自身は4月から変えていただく、その4月から10月分までの支払う分についてはどこからもできませんので、各市町村がその分を特別で分担金として支払っていくということで、今事務が進んでおります。当初予算のときにも、それはまた説明させていただこうかなと思っておりまして、その部分が当初予算のほうでは含まれております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほか。大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この指定寄附金、ふるさと納税で66万4,000円、これは大体、毎年これぐらいの予算になっていると思うんですけれども、ちょっと条例を見ていたらこれわかるんですけれども、一般と寄附とありますね。だから、この指定寄附というのはどういった、どのように使いなさいよと。いわゆる昔、1億円、桜の関係で、ああいうのが指定になるわけですね。だから一般のはゼロなんですけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

今回のふるさと納税でいただいておりますのは、この項目ということ指定していただいておりますので、全て指定寄附という扱いになっております。ふるさと納税ではなく、何にでもという形になりますと一般になるんですけれども、今回計上させていただいております金額につきましては、全てふるさと納税制度を使ってのものになりますので、申請書もいただいた中でしておりますので、指定寄附ということになります。本年度もそうですし、ここ数

年は一般寄附でいただいているのがほとんどありませんので、予算上は、頭出しの1,000円だけになっているというのが実情です。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） このふるさと納税については、私、一般質問でやる予定していますので、その辺、またよろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。申しわけありません。聞き漏らしたかと思いますが、よろしくをお願いします。

19ページ、19節・23節の臨時福祉給付金事業についてお聞きをします。

国からは何人分の支給の予算があったんでしょうか。また結果、何人に支給されたのか、お聞きをします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、臨時福祉給付金の支給人数につきましては233人に支給しております。それと交付金につきましては、当初申請の7割ということで、交付済み額は475万円、それは当初の申請額の7割を概算交付していただいている額は475万、今回確定した額は311万5,000円ですので、その差額を返還させていただくというふうな予算計上になっています。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 現実に支給をされた人数は233人、それでいいんですね。支給を受ける権利のある方、支給を受けずに返還された可能性もあると思うんですけれども、その辺はどのようにつかんでおられますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

支給決定233人、それから当然不支給決定もございまして、合わせて262人の対象者方に、何らかの通知を差し上げたとき、対象者数自身は、以前の議会でもいろいろ御議論いただいたところなんですけれども、正確にはつかめませんが、システム上つかんだ数字として、あくまで参考にお聞きいただいたらいいかと思いますが、システム上9月末現在で、臨時給付金の人数を把握していましたのが276人というふうな数字をつかんでいます。そのうち262人に支給なり不支給決定をさせていただいたと。決定率からいいますと九十四、五%

になるということで、ほぼ満たしているのかな。何で当初ああいう膨大な数字になったかといひますのは、今から顧みますと、やはり国の補正係数というのは、全国標準で用いられる部分もありまして、概算要求というのは、どうしてもようけ目に見積もるといふうな、国の予算を取りに行くといふうなところもございまして、笠置町にとっては、あれほどの誤差が生じたんかなといふうな感想は持っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私、6月議会で、その時点でどれぐらいの方が申請をされていますかと質問いたしました。その時点で2割ぐらいと答弁をいただき、質疑の中で、申請締め切りを延長されました。今お聞きしますと、14人の方が権利があるのに支給を受けられなかったということで理解するわけですが、少し残念に思ふわけですが。何のための給付事業だったのでしょうか。非課税で扶養を受けておられない方が対象、そう考えますと、独居老人や高齢者世帯の方になると思ふんです。少しでも暮らし向きをよくしていただきたい、そんな思ひの、私は給付事業であると受けとめております。これからも、こういう事業が必ずあると思ひます。せつかくの事業ですから、小さな町です、せめてこういう14人の方が申請をされない、そういう事態が起らないように、そういう手だて、やはり私は考えていただきたい、それが小さな町の、私はメリットだと思ひますので、そういうことをよろしくお願ひをいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西村議員さんの趣旨に従いまして努力するわけでございます。やはり、その中には主制度を知った中で御辞退申し上げる方も確かにおられたということも御承知いただきたい。今の御意見を受けとめまして、恐らく27年度も、額は違ひますが、同じような制度がされるというふうに聞いております。そのときには、また十分配慮して実施させていただきたいと思ひます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

これは質問といおうか、ちょっとお礼を言っておきたいんですけども、24ページの先ほど道路維持費のところ、舗装調査業務、それから維持修繕工事設計業務、これ両方で500万の減が出ていますけれども、先ほどの説明で何か直営でやったんでこの委託費が浮いてきたという説明やったと思ふんですけども、それやったら大変ありがたいことで。来

年度の予算も、次回やりますけれども、前年度から人員が1人かな、設計業務等をできる人をふやしてもろたはずですけれども、そういう効果は出てきてこうなったんか、27年度のそれやったら、予算にも恒常的にこういう業務をやっていって節約してくれるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

建設産業課の人員といたしましては実質増加はしておりません。マイナス1のプラス1ということでございます。職員による直営設計ということでございますが、これにはいろいろ条件がございます、幸いなことに、昨年、平成26年は、それほど大きな災害等もございませんでした。私どものほうも、職員の数が限られている中で、万が一、その農地や農業施設災害、もしくは一般公共土木災害等がありました場合、軽微な災害といいますか簡単なものにつきましては、直営でさせていただくようにいたしております。しかしながら、業務に手が回らないとか、物すごく大多数の災害が発生したとかいうような場合は、どうしてもコンサルタント等に外注を出さざるを得ないという場合もあるかと思っております。

そうした中で、平成26年度につきましては、幸いなことにそういったことが少なかったもので、舗装設計等につきましては、ほぼ職員のほうで設計をすることができた。しかしながら、橋梁修繕につきましては、専門的なものが必要になってまいりますので、業者のほうに出させていただいたということでございます。まず、それが1点でございます。

あと、この設計業務につきましても、これ交付金の対象となっております。その中で、やはり毎年、国に対して交付金要望するわけでございますが、なかなか要望額の満額つけていただくことができないという中で、どうしても減った部分の中でも、やはり工事としては優先的に進めていきたいというところがありまして、正直に申し上げますと、交付金下げられた部分、何とか工事事業費を減らすことなくやっていきたいとなりますと、こちらの委託費のほうも、交付対象となっておりますが、そちらを何とか努力の中で、職員のほうで設計をするということで、経費を浮かすという形の中で、予定していた事業料に近づいた形の中で発注していくと、そのような形で減らせていただいたということでございます。新年度の予算につきましても、極力そのような形、できる部分についてはやっていきたいと思いますが、不測の事態もあるということだけ把握させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。できるだけよろしく頑張っていたきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

財政調整基金の繰り入れが4,000万から2,600万繰り入れやっておられます。25年度の決算では、大体1億5,000万ぐらいあったんですけども、これでプラスしていいんですか。幾らぐらい残るんですか、財政調整基金。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 26年度の見込みといたしましては、25年度の財政調整基金の積立金と、今回残り1,400万ほどは取り崩しが必要かと思われまので、その分は差し引きまして、大体プラス2,000万ぐらいの増額となるかなと思っております。すみません、ちょっと総額のほうは今すぐ出てきませんので、申しわけないです。また、調べて報告させてもらいます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

ということは、大体1億7,000万ぐらいという感じになるわけですね。

これが妥当かどうかわかりませんが、笠置町の調整財政基金の条例では、設置で災害復旧とかいろいろ載っていますけれども、詳しいことは言いませんけれども、この財政調整基金というのは使っているのかどうか。

総務省が発表した2013年の決算によると、財政破綻というのが懸念される自治体はゼロになったと、この前の新聞報道されておりました。ところが、千葉県富津市ですかね、5年後には財政破綻の可能性があると、これは千葉県の富津市の経営改革会議というのが、民間委員が上げられた中なんですけれども、財政調整基金が底をつき、15年度以降の赤字決算が現実になると報道されておりました。そして、あとずっといろいろ読みますと、やはりこの財政調整基金をそのまま置いて、それをインフラ整備に使わんと、どんどん事業を後回しにしたら、数字はつじつま合わせになるということはここに書いています。笠置町はそういうことはないと思うんですけども、そういうことも書いておられます。だからそういうつじつま合わせはないように、それは恐らくないと思うんですけども、そういうことが書かれておられます。

だから、財政破綻のレッテル張られたくないように、今言いましたように財政調整基金を

積み立てて、そのかわり事業をそのままストップというか、本来やるべき事業をやらなくってそのまま置いておくという。ほんならこの財政調整基金は、個人で言うたら貯金、家の預金みたいなもんですから、それをどんどん取り崩したら、それは破綻するのは当たり前なんですけれども、どうですか、そういった、先のそれはないと思うんですけれども、そういったことはないですね。

議長（杉岡義信君） 参事、田中君。

参事（田中義信君） ただいま、大倉議員の質問、財政調整基金の今後のあり方というんですか、そういう質問をいただきました。私から見れば、今回の補正予算とどうかかわりがあるかというのがはっきりとわかりませんが、せつかく質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

財政調整基金は、御承知のとおり、各家庭の預貯金でございます。その中で、いろんな事業を展開する中で、笠置町の場合、交付税の依存の自治体でございます。住民のサービスの低下を招かないためにも、もしかしたら財源不足が生じた場合は、まずは財政調整基金から取り崩して、住民福祉に寄与するということが一番の念頭に置いております。

もう一つは、当然ハードな整備事業につきましても、充てるところは充てていきたいし、ただ、うちの場合、過疎債という一つの大きな起債も充てることもあります。そういうことを十分に内部の中で協議をしながら、できる限り財政調整基金はある程度残して、今後の、いざというときに備えていきたいと、そのように考えておりますので、大倉議員は知っている中での質問だと、私は理解しておりますので、よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第13号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第13号、平成26年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第14号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第14号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億4,449万9,000円に、歳入歳出それぞれ528万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,977万9,000円とするものです。主な提案内容は、歳入では保険給付費の増加見込みに伴います国庫支出金の増額と、歳出では、保険給付金の増額並びに国保データベースシステムの更新によります増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼します。

議案第14号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをごらんください。

3款国庫支出金、国庫負担金、療養給付費負担金、現年分で992万1,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、歳出で保険給付費の増加見込みによるものと、前期高齢者交付金等の額の確定に伴います歳入の補正でございます。

次に、同じく国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金、普通調整交付金で262万6,000円を、1つ飛びまして、6款府支出金、府補助金、財政調整交付金で204万3,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、いずれもさきの療養給付費等負担金と同様に、保険給付費の増加等による歳入の補正でございます。

戻りまして、5款前期高齢者交付金につきましては、交付額の確定によりまして2,399万4,000円を減額しております。

次に、9款繰入金、一般会計繰入金につきましては13万2,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、保険基盤安定繰入金の繰入額が確定いたしましたので、24万6,000円の減額を、また歳出の総務費の増加によります一般会計繰入金が37万8,000円の増となっており、差し引き13万2,000円の増額補正となっております。

続いて、7ページをごらんください。

10款繰越金につきましては、1,455万2,000円の補正をお願いしております。これにつきましては、歳出の増加に伴います不足財源分を繰越金で計上しております。

続きまして、歳出の説明に移ります。

8ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費、18節備品購入費としまして37万8,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、法改正に伴います国保情報データシステムの改修並びに更新でございます。

次に、2款保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で300万円、一般被保険者療養費で38万5,000円の補正をお願いしております。これは、いずれも保険給付費の増加が見込まれますので、増額で補正をしております。

次に、高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましても、さきと同様の理由によります保険給付費の増加が見込まれますので150万円の補正をお願いしております。

最後に、9ページです。

6款共同事業拠出金、高額医療費共同事業医療費拠出金は1万7,000円の補正をお願いしております。内容としましては、拠出額の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ528万円を増額し、総額それぞれ2億4,977万9,000円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、平成26年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第20、議案第15号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第15号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ98万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,843万4,000円とするものでございます。

主な補正内容といたしましては、歳入では一般会計繰入金の減額、歳出では一般管理費での人件費の増額並びに簡易水道施設費において、公課費の減額を計上したものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第15号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明させていただきたいと思っております。

予算書の6ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、4款繰入金、1項一般会計繰入金、目一般会計繰入金、節一般会計繰入金といたしまして、98万3,000円の減額となっております。内容といたしましては、人件費等財源補填分に係る繰入金の減額でございます。歳出予算の減少に伴う充当財源分の減額を計上いたしましたものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、一般管理費、補正額で22万円の増となっておりますが、人件費の部分につきましては、職員の昇給によるものでございます。この中で、2節職員手当20万8,000円でございますが、このうち時間外勤務手当20万7,000円につきましては、1月分までの実績に基づきまして、今後の見込み額を算出したものでございます。

次に、2款衛生費、1項上水道費、簡易水道施設費、補正額といたしまして120万3,000円の減額となっております。節の内訳といたしましては、委託料で17万7,000円の減額、こちらにつきましては、水道メーター検針委託の費用を減額したものでございます。これにつきましては、12月でも減額をさせていただいたところでござい

すが、引き続き検針員さんのほうを募集しておりましたが応募がなかったもので、残額を減額させていただくものでございます。同じく節で、公課費102万6,000円の減額となっております。内容につきましては、消費税及び地方消費税の減額ということでございます。平成25年度課税期間分の消費税等の額が確定したことによります不用額の減額ということで計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

3番（大倉 博君）　3番、大倉です。

水道メーターの検針員のまた減額が出ておりますけれども、26年度は肝いりで、私は楽しみにしておったんですけれども、というのは、土木の職員が足らんということで、こういった形。検針、大体1週間ぐらいで終わるんですか、ちょっとわかりませんが。そうすると、メーターの検針料が安いのかどうか、その辺もちょっとよくわからないんですけれども、それで人が集まらないのか。それと、もし人が集まらなければ、一つの方法として、できるかどうかわかりませんが、関西電力のおばちゃん、おばちゃんと言うたら怒られるけれども、おばちゃんが双眼鏡でよくこうやってやっておられるんですよ。ついでにと言うたら悪いけれども、関西電力の人に、あの人も委託を受けていると思うんですけれども、ついでに電力と水道とやっていただくのはいかがかなと思うんですけれども、いかがですか。大体こんな1週間程度ぐらいで終わると思うんですけれども、どうですか。

議長（杉岡義信君）　建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君）　失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、職員2名がそれぞれ地区の分担を決めまして、検針に回っております。実質2日から3日かかっておりますので、延べでいきますと六、七日という形になろうかと思っております。関西電力さんとの検針とあわせてと、当然、私たちもそのような形ができればいいのになというように考えておりますが、やはりそういう関西電力さんやガスメーターとかいうのは、笠置町内だけでなく、他の市町村でもやっておられる方が非常に多くて、ほぼ1カ月ずっと詰んでおられるというような形が多いというようにお伺いしております。

なぜ、なかなかこう応募していただける方がないのかというような話になってまいりますと、やはりメーター検針というのは、決まった日程で回らないと、1日、2日程度でしたらまだしも、それ以上ずれますと基本料金からはみ出してしまうといったようなこともありますので、やはり決められた検針日というのが、雨であっても、日曜日であっても、基本的に

は同じ日にやっていただくというような必要があるというのと、やはり笠置町なんかの場合でしたら、件数が少ないので、お一人で頑張っていただいても1週間かかるか、かからないかというような形の中で、なかなかそれだけで毎月こう決まった日を拘束されるというのはどうなのかなというようなことでなかなか応募者がいないのかなというようには考えてはおるんですが、何分、職員の負担を減らすという意味でも、引き続き募集のほうはかけていきたいと、このように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

3番（大倉 博君） 関電、そういう形でできなかつたら仕方ないんですけども。

それと来年度の予算のことを言ったらまだ悪いんですけども、来年度もこういうような検針予算つけていただきたいと思うんです。ぜひともやっていただくようにお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、平成26年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第21、議案第16号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第16号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ295万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,050万8,000円とするものです。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額により増額補正でございます。よろしく

御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の御説明を申し上げます。

6ページの歳入のほうから御説明申し上げます。

歳入は、主に歳出の保険給付費の実績見込みに伴います歳入財源でございます。約300万増額しておりますけれども、その公費負担分をこの歳入で約8割を見ているというふうなことでございます。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で51万9,000円。

それから、同款、国庫補助金、調整交付金で18万3,000円。

それから、支払基金交付金、同項、介護給付費交付金で88万2,000円。

府支出金、府負担金、介護給付負担金で47万円。

それから、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で38万円、その他一般会計繰入金でマイナス9万3,000円の合計28万7,000円の増。

それから7ページ、次のページにまいりまして、これが一般財源分でございますが、61万円を繰越金で充当させていただいた。

それから、歳出でございますが、総務費、総務管理費、一般管理費のほうで、介護保険事業計画算定委員のほうで1回分節約させていただきまして、それに係ります報償費の減、9万3,000円を計上しております。

それから、保険給付費の介護サービス等諸費でございます。介護度1以上の方の居宅介護サービス給付費、それから施設介護サービス給付費のそれぞれの実績見込みで、補正額で336万円を増額で見込ませていただいている。

それから、その次の保険給付費の介護予防サービス等諸費で、要支援の方の給付費のほうにつきまして約100万の減額を見込んだ。

それから、9ページにまいりまして、高額については、28万4,000円の増を見込ませていただいて、決算見込みです。

それから、最後、保険給付費、特定入所者介護サービス等費で、施設給付の伸びに伴ってこれもふえてきますので40万の増を決算見込みさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、議案第16号、平成26年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第22、議案第17号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第17号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,982万8,000円とするものです。

提案内容は、保険基盤安定繰入金の確定に伴います減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(東 達広君) 失礼いたします。

それでは、議案第17号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

繰入金で、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金で21万2,000円の減額。先ほど提案理由でもございましたように、低所得者の軽減の確定が決まりまして、当初予定していたよりも若干少なくなった。

それから、繰越金を1,000円見込んでおります。

歳出のほうでございますが、最後7ページのほうで、保険基盤安定繰入金の確定に伴いま

して、歳出のほうもあわせて21万2,000円、後期高齢者医療広域連合に納める納付金でございます。減額しております。

その次に、保健事業で償還金を1,000円計上させていただいてまして、これは25年度の間ドック事業で精算金が生じたので、その分でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成26年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでございました。

散 会 午後3時35分